

JA 広島信連 REPORT 2025

HIROSHIMA
Prefectural Credit Federation of
Agricultural Cooperatives

おもいに、よりそう

JA 広島信連 REPORT 2025

HIROSHIMA
Prefectural Credit Federation of
Agricultural Cooperatives

CONTENTS

ごあいさつ	1
経営	
経営方針	2
法令遵守体制	4
リスク管理体制	8
JAグループの概要	9
JAバンクシステム	10
事業	
事業の概況	11
地域貢献情報	13
業務内容	19
サービスのご案内	20
組織	
組織・機構	24
沿革	25
資料編	
目次	26
単体	27
連結	71
役員等の報酬体系	102
財務諸表の適正性等に係る確認	103
索引	104

ごあいさつ



経営管理委員会会長
占部 浩道



代表理事理事長
長谷川 公作

皆さまには、日頃より、広島県信用農業協同組合連合会（愛称「JA 広島信連」）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和 23 年の設立以来、広島県内農業の発展はもとより地域社会の繁栄を金融面からサポートする金融機関として、県内 JA とともに歩んでまいりました。

この度、当会の事業・経営状況につきまして、皆さまからより一層のご理解をいただくため、令和6年度の業績や活動内容をまとめた「JA 広島信連 REPORT2025（ディスクロージャー誌）」を作成いたしましたので、ぜひご高覧いただき、当会へのご理解を深めていただければ幸いに存じます。

令和6年度は、第 18 次中期経営計画の最終年度として、「農業・地域から一層必要とされる存在」を目指し、基本目標として掲げる 5 つの重点実施事項の達成に向け、事業運営に取り組みました。

また、JA バンク広島（県内 JA と当会）においては、JA バンク広島中期戦略に掲げる「JA 毎の実情に応じた創意工夫ある金融仲介機能の発揮」と併せ「徹底的な業務効率化による JA 経営の基盤・持続性の確保」に向けて、JA の経営戦略を軸とした計画の着実な実効に取り組みました。

当会では、今後とも皆さまから信頼される金融機関を目指して、県内 JA とともに役職員が一丸となって、掲げた目標の達成に向けて取り組んでまいる所存ですので、なお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

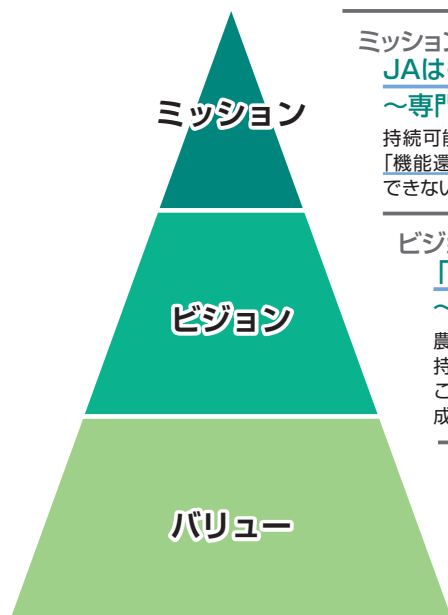
経営管理委員会会長 占部 浩道

代表理事理事長 長谷川 公作

経営方針

経営理念

当会は、「信用・奉仕・創造」を旨とする会是のもと、協同組織金融機関、農業専門金融機関、地域金融機関として、農業者・利用者はもとより、地域住民の皆さまに必要とされる金融サービスを提供することなどにより、「農業・地域から一層必要とされる存在」を目指します。



ミッション：存在意義

JAはもとより、農業・地域に対する付加価値の提供

～専門性やスケールメリット等を活かした付加価値の提供～

持続可能な農業や地域の活性化に向けた機能を発揮するJAを支える存在として、「収益還元」と「機能還元」の役割を発揮するとともに、専門性やスケールメリット等を活かした県域組織でしかない農業・地域への付加価値の提供を行う。

ビジョン：目指す姿

「農と地域におけるビジョナリー・プロフェッショナル集団」

～人と組織が共に成長していく信連へ～

※ビジョナリー：先見の明がある

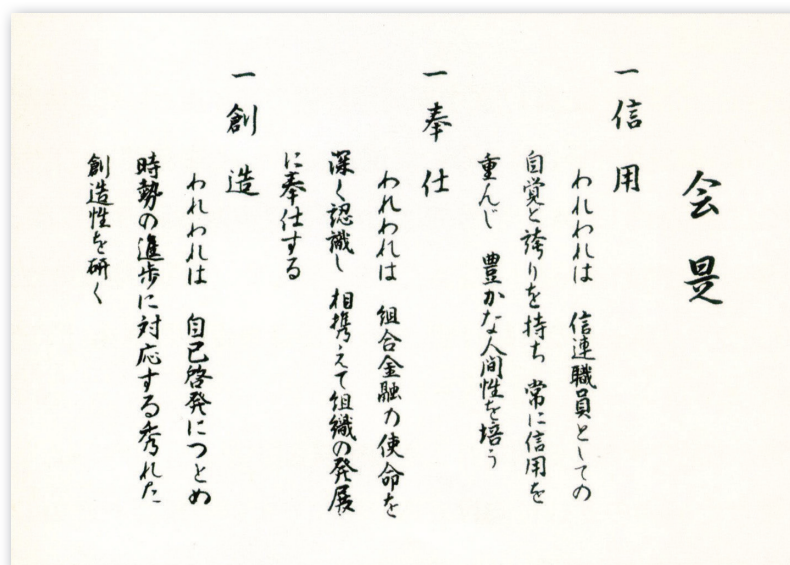
農業・地域・協同組織の金融機関として、将来の展望や専門的な知識・スキル・経験を高いレベルで持ち、時代や環境の変化への適応力および実践力を有したプロフェッショナルの集団を目指す。これにより、JA はもとより、農業・地域にとって必要不可欠な存在であり続け、人と組織がともに成長していくことを目指す。

バリュー：行動指針

会是「信用・奉仕・創造」

～信用を堅持しつつ、失敗を恐れずに挑戦～

「信用」をベースに、JA および農業・地域への付加価値の提供につながるかを考え、新しいチャレンジを通じ、時代の変化への創造力および適応力を養う。



第19次中期経営計画（令和7～9年度）

当会は、令和7年度を初年度とする3か年の「第19次中期経営計画」を策定しました。

そのなかで、ビジョン（目指す姿）を実現し、本会の最大使命である「会員に対する安定的かつ持続的な収益・機能還元」の発揮」を果たすため、「3つの事業戦略」とそれを支える「組織戦略」に取り組んでまいります。

	主要戦略	あるべき姿	重点実施事項
事業戦略	収益還元 機能の強化	金利のある世界の到来や、金融規制の強まりなど、事業環境の不透明感は強まるなかでも、本会の最大の使命である「会員に対する安定的かつ持続的な収益・機能還元」を実現する。	(1)ALM（資産・負債の総合管理）の適切な運営と、内外環境等を踏まえたリスク管理機能の発揮 (2)安定的かつ持続的に収益還元できる態勢の強化 (3)融資ならではの強みを発揮した貸出ポートフォリオの構築
	実効性ある 機能還元の 発揮	JAバンク広島の将来的なビジョンやJAのニーズなどを踏まえた役割分担やリソースの配分等の全体最適の観点から、JAへの実効性ある機能還元に取り組む。	(1)JAの経営戦略の高度化に向けた支援 (2)JAの経営戦略の実践に向けたJAおよび本会のリソースを踏まえた効率的かつ効果的な支援 (3)専門性やノウハウを活かした指導の実施 (4)県域組織としての役割に対する継続的な取り組み
	農業・地域の 活性化に向けた 貢献	県域組織としての専門性やスケールメリットを活かし、農業者・利用者・地域住民への貢献に取り組む。	【農業の活性化】 (1)農業者と食・地場関連企業のコーディネーターとしての役割発揮 【地域の活性化】 (1)県域における相続等相談業務にかかる役割の強化
組織戦略	組織変革の 加速	3つの事業戦略を支える土台として、人的資本拡充などの組織変革を進める。	(1)組織が成長できる仕組みの構築と適切な運用 (2)人的資本の拡充

法令遵守体制

コンプライアンスの運営

当会では、コンプライアンスを「企業が企業活動を行うに際して関係法令等を厳格に遵守することをはじめ、社会的規範を全うすること」と認識しています。そして、違法行為を未然に防止する仕組みを構築するとともに、各種施策を通じ、社会的信頼の確保に努めています。具体的には、「コンプライアンスに係る基本方針」に則った役職員の行動規範と遵守すべき法令等を「コンプライアンス・マニュアル」として体系化し、また、各年度ではその実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を定め、全ての役職員に徹底しています。

【コンプライアンスに係る基本方針】

1 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層の揺るぎない信頼を確立します。

2 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

3 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、き然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

5 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

6 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、全ての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

貸出運営についての考え方

当会は、金融システムの一翼を担うものとしての公共性と社会的責任を強く認識し、貸出をはじめ全ての与信に係る基本原則としてクレジットポリシーを定めています。与信を行うに当たっては、当会の基本的使命・役割を踏まえつつ、次の基本原則によるものとしします。

【クレジットポリシー】

- 1 農業協同組合法はもちろんのこと、関連する法令や当会の諸規程を遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な与信を行います。
- 2 当会の公共性と社会的責任を認識した健全な与信を行います。
- 3 取引先の信用力、資金使途の妥当性、返済能力、与信の集中度合い等を十分に把握検討し与信を行います。
- 4 リスク・リターンを踏まえた適正で安定的な収益が確保できる与信を行います。
- 5 取引先と相互の成長発展に寄与する効果的な与信を行います。
- 6 資金が固定化することのないように流動性に配慮した与信を行います。

金融商品の勧誘方針

当会は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」の趣旨に則り、貯金・定期積金その他金融商品の販売等の勧誘に当たっては、次の事項を遵守し、お客さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

【金融商品の勧誘方針】

- 1 お客さまの資産運用の目的、知識、経験および財産の状況を考慮の上、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2 お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3 不確実な事項について断定的な判断を示したり、確実であると誤認させるおそれのあることを告げるなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5 お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下、「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

【個人情報保護方針】

- 1 **関係法令等の遵守**
当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。
- 2 **利用目的**
当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取扱います。なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。また、当会は違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。当会の個人情報等の利用目的は、当会の本所に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。
- 3 **適正な取得**
当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。
- 4 **安全管理措置**
当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。
- 5 **第三者への提供**
当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供いたしません。なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。
- 6 **機微（センシティブ）情報の取扱い**
当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
- 7 **仮名加工情報の取扱い**
当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
- 8 **匿名加工情報の取扱い**
当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
- 9 **開示、訂正等・利用停止等**
当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申出につきましては、迅速かつ適切に応じます。また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申出につきましては、迅速かつ適切に応じます。
- 10 **継続的な改善**
当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組を継続的に見直し、その改善に努めます。
- 11 **苦情・ご意見・ご要望のお申出**
当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を公表いたします。

〔利益相反管理方針〕

1 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務に係るお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会の間の利益が相反するおそれのある取引
- (2) 複数のお客さま間の利益が相反するおそれのある取引

3 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保し、利益相反に該当することのないよう管理いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとのその他の取引を行う部門間において情報隔壁を設ける方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限り）し、当会の対応措置についての説明を行う方法
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4 利益相反管理体制

(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含みます。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。

また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組を行っていきます。

〔利用者保護等管理方針〕

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切にかつ十分に行います。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当会が行う事業を外部に委託するに当たっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつくまて、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、お客さまに組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

〔マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針〕

1 管理態勢等

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

2 マネー・ローンダリング等の防止

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3 反社会的勢力等との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

4 職員の安全確保

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

5 外部専門機関との連携

当会は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

金融ADR制度への対応

当会では、苦情処理措置、紛争解決措置について、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ上で公表するとともに、一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図っています。

当会の相談・苦情等受付窓口（JAバンク推進部）

電話番号：082-240-0257

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

広島弁護士会仲裁センター

電話番号：082-225-1600

受付時間：午前9時半～午後4時 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

（令和7年7月1日現在）

なお、上記につきましては、直接紛争解決を申し立てることが可能です。

リスク管理体制

リスク管理に対する考え方

当会のリスク管理とは、経営の健全性、安定性を維持していくために、経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを当会として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うことであり、リスクの一方的な抑制ではなく、収益性とのバランスのとれたコントロールを目指すものです。

この考え方のもと、「リスクマネジメントの基本方針」に基づいて、リスク統括部を統括部署とするリスク管理体制を整備し、統合的なリスク管理の充実・強化に努めています。

また、業務執行部門から独立した監査室を設置し、リスクマネジメントの有効性を検証するための内部監査を実施しています。

リスク管理方針

〔リスク管理方針〕

1 統合的リスク管理方針

管理対象となる全てのリスクを可能な限り整合的な考え方で管理し、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量化が可能なリスクに加え、定性的な管理が中心となるその他のリスクを、一定の前提の基で計量化し、統合的なリスクの把握と管理を行います。

また、リスクテイクを自己資本をベースとする経営体力に見合う範囲内で行うことによって経営の健全性を確保し、同時にリスク・リターン特性を踏まえた資産運用を行うことで収益性・効率性の向上を目指します。

2 市場リスク管理方針

市場リスクを、当会の収益の基盤をなす重要なリスクと位置付け、主体的にリスクを取ることで、効率的なポートフォリオ（市場性信用リスク資産を含みます。）を構築し、安定的な収益の確保を目指します。

リスクテイクを行うに当たっては、ポートフォリオのリスク量、各アセットクラスのリターン・リスク、アセットクラス間の相関等を踏まえ、ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、財務状況、市場環境等に応じて、機動的に資産配分の見直しを行います。

3 信用リスク管理方針

クレジットポリシーに定める基本原則を遵守することにより、健全な与信ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指します。

リスクテイクを行うに当たっては、リスク分散の観点から与信集中（特定の取引先、取引先グループ、業種等）の回避の管理を行います。

また、融資部署から独立した部署による第2次審査・内部格付等の実施により、けん制機能を確保します。

4 流動性リスク管理方針

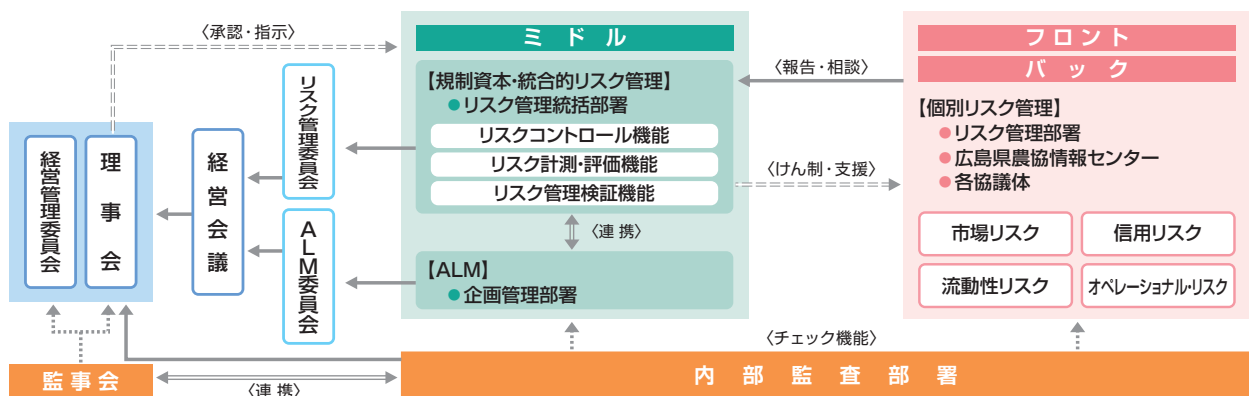
市場流動性リスクは市場リスクとして管理し、ポートフォリオの構築において市場流動性を含めた検討を行います。

資金繰りリスクはオペレーショナル・リスクとして管理し、大口資金移動等の情報の早期把握や預金等の期落ち管理により必要な資金量を確保し、適切かつ安定的な流動性の確保に努めます。

5 オペレーショナル・リスク管理方針

リスクの発生そのものが統制活動の対象となるものは、手続等の制定による業務プロセスの確立と内部監査等を通じた態勢整備により、発生の未然防止に努めます。

リスク発生後の対応が統制活動の対象となるものは、業務継続計画の策定と訓練を通じた態勢整備、コンプライアンス態勢の適切な運営および外部専門家との連携等により、発生後の影響の抑制に努めます。



JAグループの概要

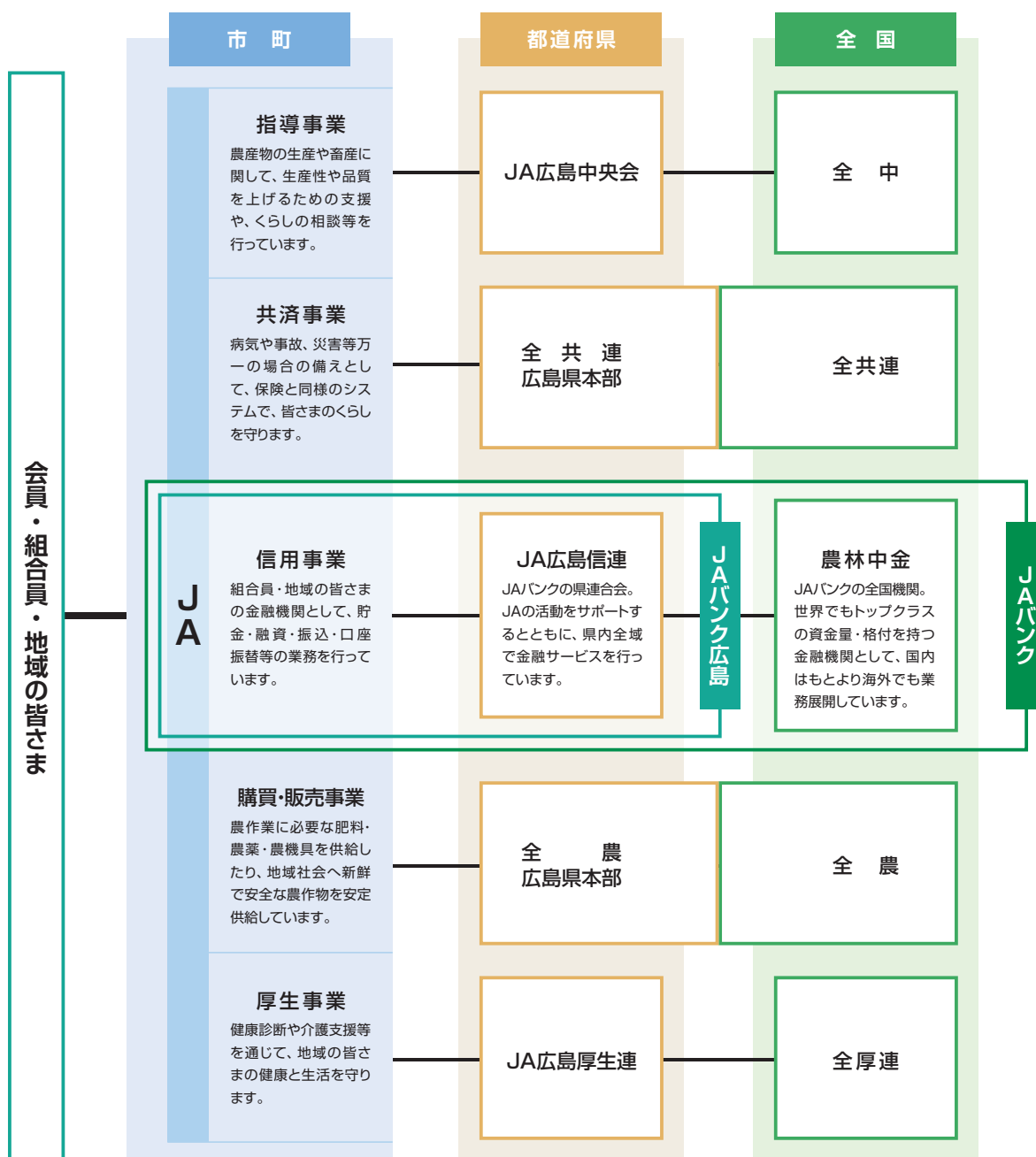
当会はJAグループ・JAバンクの一員です

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町段階のJA、都道府県段階・全国段階の連合会組織で構成し、それぞれが機能分担のもと、信用事業のほか、指導事業、共済事業、購買・販売事業、厚生事業等を展開しています。

また、信用事業においては、JA・信連・農林中金で構成するグループが「JAバンク」の総称のもと、より高度で質の高い総合金融サービスの提供を目指しています。

当会は、県内JAと一体となり、「JAバンク広島」として、組合員や地域の皆さまに「便利で安心」な金融機関としてご利用いただけるよう努めています。

JAグループ組織図

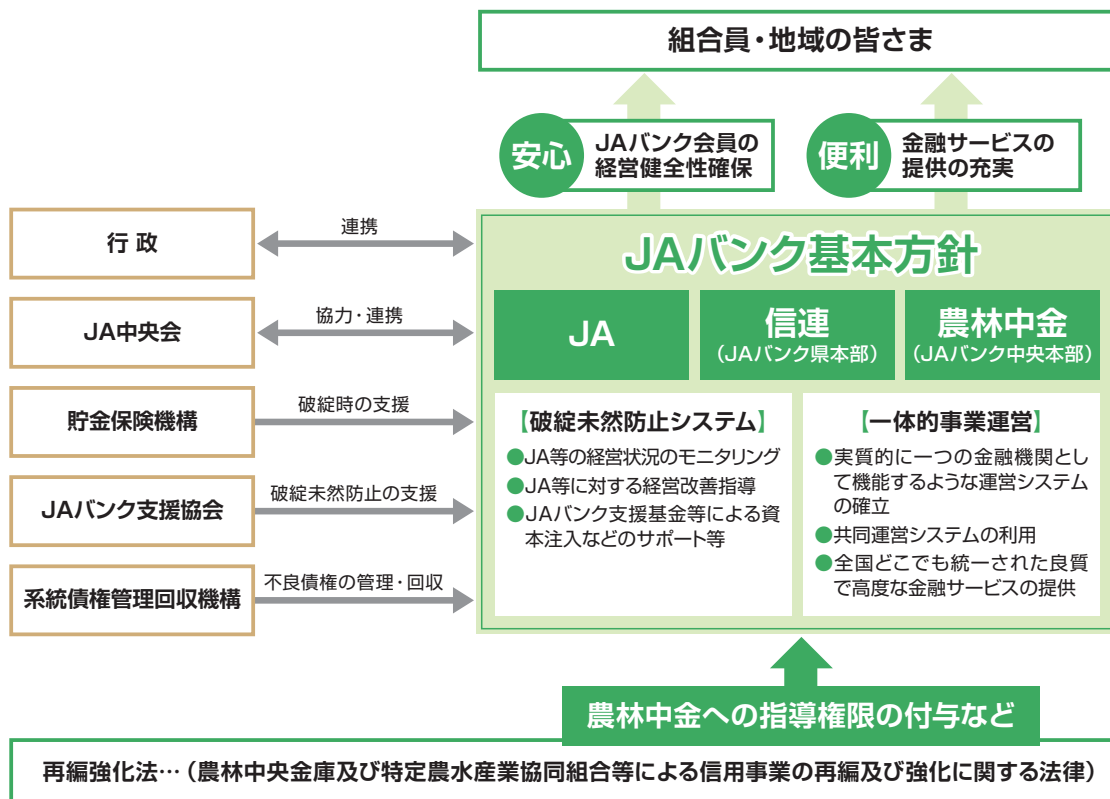


JAバンクシステム

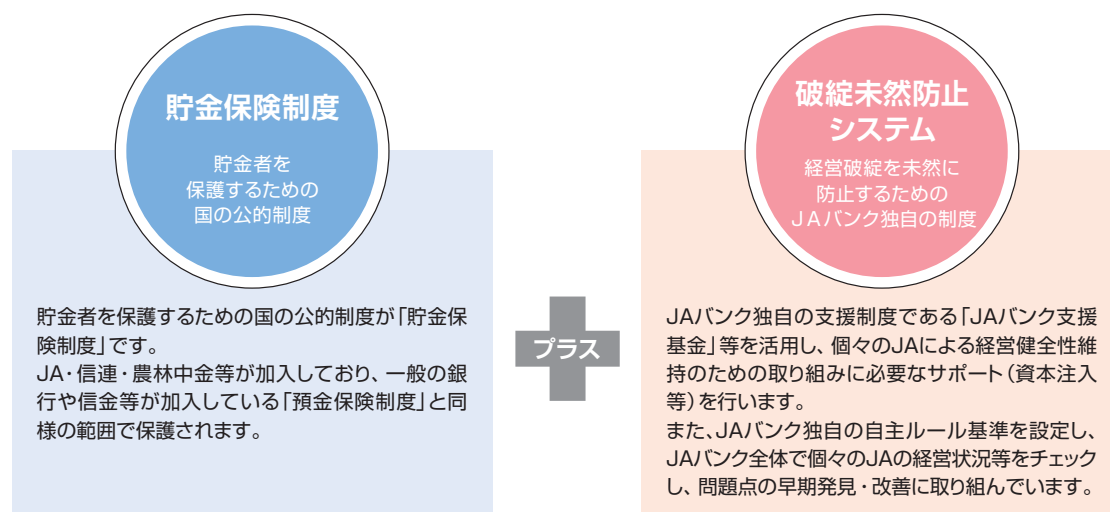
JAバンクは皆さまに「安心」と「便利」をお届けします

「JAバンクシステム」とは、組合員・地域の皆さまから一層信頼され利用される信用事業を確立するために「再編強化法」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みです。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



JAバンクには「JAバンク・セーフティネット」があります



「JAバンクシステム」のもと「JAバンク・セーフティネット」により、一層の安心を提供します。

事業の概況

経済・金融情勢と事業概況

令和6年度の経済情勢について、わが国経済は、食料品価格を中心に物価上昇が継続しており、個人消費への下押し圧力となっているものの、好調な国内企業による設備投資や訪日外国人数の大幅増加等により、堅調な動きが見られました。

金融情勢について、日本銀行は、令和6年7月に0～0.1%としていた政策金利（無担保コール翌日物レート）を0.25%へ、また、令和7年1月には0.5%へ引き上げる等、段階的な引上げを実施するとともに、引き続き、見通しに沿って経済・物価が推移した場合には、更なる追加利上げを行う考えを示しました。

また、海外では、第2次トランプ政権が令和7年1月に誕生しており、強硬な関税政策を次々に発表し、保護主義的な傾向を強める等、先行きへの不透明感が高まっております。

このような情勢のなか、令和6年度は、「第18次中期経営計画」および「JAバンク広島中期戦略（令和4～6年度）」の総仕上げの年度として、各種施策を確実に実行するため、総力を挙げて取り組みました。

特に、農業専門金融機関、地域金融機関として、金融仲介機能の強化に努めるとともに、引き続き「JA農業資金保証料助成制度」や「JAバンク利子補給制度」による借入負担軽減策のほか、担い手に対するコンサルティングとして、JAと連携しつつ事業性分析を踏まえた課題解決策の提案等を実施しました。

主要勘定の動向

【信連貯金】

JA 貯金残高が前年比で減少し、期末残高は前年度末比 1,049 億円減少の 2 兆 1,649 億円となりました。

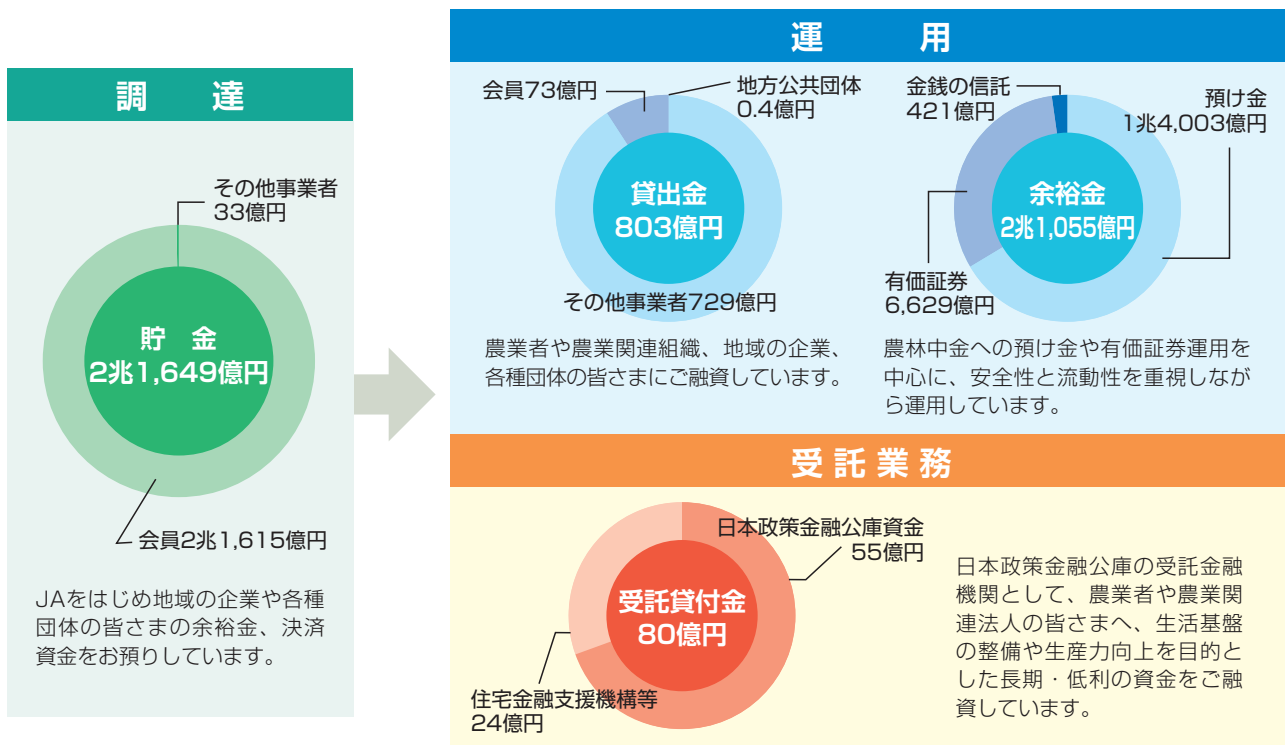
【信連貸出金・受託業務】

農業・食関連および地場企業への融資に注力したものの、既存貸出先からの償還により、期末残高は前年度末比 33 億円減少の 803 億円となりました。

【余裕金運用】

有価証券残高は、国内外の金融政策の転換を見据えたポートフォリオ運営に努めた結果、期末残高は前年度末比 175 億円増加の 6,629 億円となりました。

預け金残高は、農林中央金庫への預け金減少により、期末残高は前年度末比 1,666 億円減少の 1 兆 4,003 億円となりました。



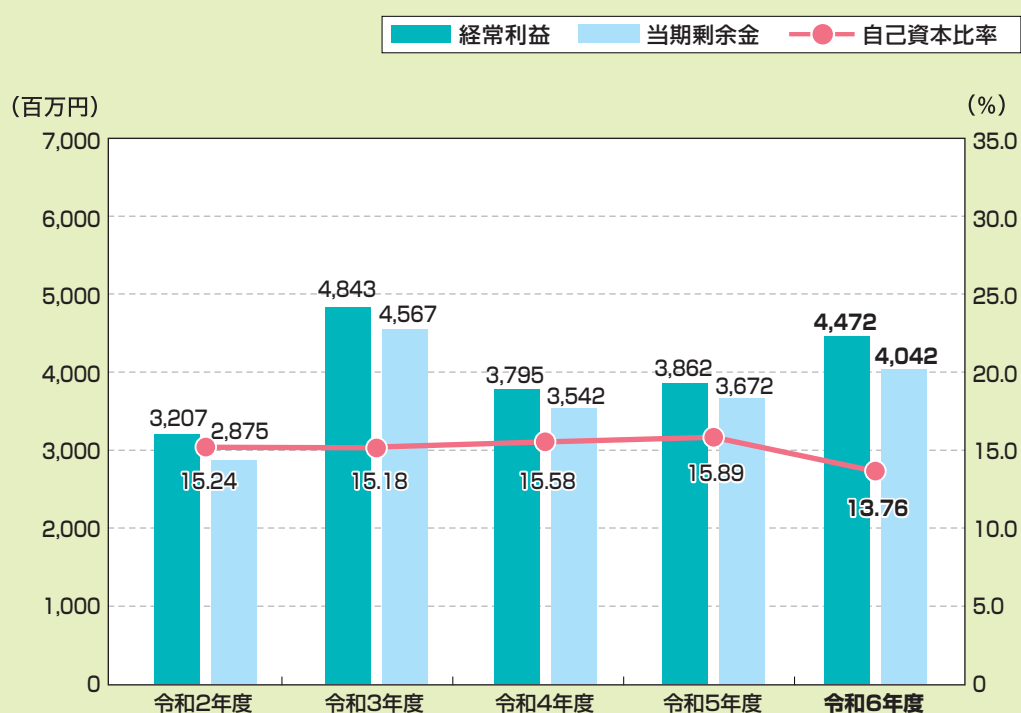
収支状況

令和6年度は、財務の健全性を高める観点から、有価証券ポートフォリオの内容改善に取り組むとともに、国内外の金融政策の動向を踏まえた資金運用に努めた結果、経常利益44億円、当期剰余金40億円を確保しております。

自己資本の充実の状況

令和6年度末の自己資本比率（バーゼルⅢ国内基準）は、バーゼルⅢ最終化に伴うマーケットリスクの増加等によるリスクアセット額の増加を受け、単体ベースで13.76%となりました。

【収支等の推移】



地域貢献情報

地域社会に対する基本的な考え方

当会は、JAをはじめ関係団体が会員となり、ともに助け合い、ともに発展していくことを理念とした、いわば相互扶助型の農業専門金融機関です。同時に、広島県を事業区域とし、地域経済・地域社会の発展に貢献することを使命とする地域金融機関でもあります。

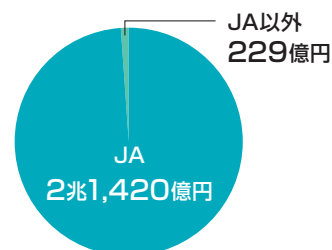
当会の資産は、その大半が県内JAからお預かりした貯金で構成されています。そして、JAが当会へ預け入れた貯金は、JAが農家組合員や地域の皆さまからお預かりした財産です。当会では、このかけがえのない財産を安全・確実にお守りすると同時に、これを原資とし、資金を必要とする農家組合員の皆さまや農業関連団体、地域の皆さま、地元企業、各種団体等へご融資しています。

また、資金供給や経営支援等の金融機能を提供するだけでなく、教育活動や文化活動等を通じた地域の活性化についても、積極的に取り組んでいます。

地域からの資金調達の状況

令和6年度、県内のJAが組合員の皆さまや地域の皆さまからお預かりした貯金は2兆9,381億円にのぼります。そのうちの約2兆1,420億円を、当会がJAからお預かりしました。

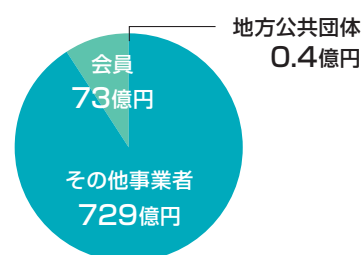
また、JA以外に県内の企業や各種団体等の皆さまからも資金をお預かりしており、令和6年度末の貯金残高は、2兆1,649億円となりました。



地域への資金供給の状況

当会は資金を必要とする農家組合員の皆さまや、JA・農業に関する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体等への融資を行っており、令和6年度末の貸出金残高は803億円となりました。

その他に日本政策金融公庫等の受託金融機関として、農業・住宅・教育といった制度資金も取り扱いしており、令和6年度末の残高は80億円となりました。



お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、県内JAがお客さまの安定的な資産形成に貢献できるよう、その取組を支援する県域組織として、以下の取組方針を制定しています。

今後、本方針に基づく取組の状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

なお、本方針における「お客さま」とは、県内JAとお取引いただくお客さまを想定しています。

【お客さま本位の業務運営に関する取組方針】

1 お客さまへの最適な商品提供

(1)県内JAがお客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定し、提供されるよう取組支援を行います。なお、当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

2 お客さま本位のご提案と情報提供

(1)県内JAがお客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案していくための取組支援を行います。【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
 (2)県内JAがお客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすく説明し、必要な情報を十分にご提供していくための取組支援を行います。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】
 (3)県内JAがお客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めていくための取組支援を行います。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

3 利益相反の適切な管理

(1)県内JAがお客さまへの商品選定や情報提供に当たり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理していくための取組支援を行います。【原則3本文および(注)】

4 お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1)県内JAに対し、研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができるよう人材育成支援を行い、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢の構築支援を行います。【原則2本文および(注)、原則6(注5)、原則7本文および(注)】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021年1月改訂)との対応を示しています。

地域密着型金融への取組

当会は、農業と地域社会に貢献する金融機関として、地域密着型金融へ取り組んでいます。

◎中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組

当会は、農業および地域金融における円滑な資金提供を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取り組んでいます。

当会では、「金融円滑化に係る基本方針」を制定し、取組態勢を強化するとともに、お客さまからのご相談等には、より真摯な対応を心がけています。

なお、令和7年3月末時点の当会の金融円滑化に係る取組状況は以下のとおりです。

(単位：件)

	債務者が中小企業者である場合	債務者が住宅資金借入者である場合
	件数	件数
貸付の条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数	108	1
うち、実行に係る貸付債権の数	108	1
うち、謝絶に係る貸付債権の数	—	—
うち、審査中の貸付債権の数	—	—
うち、取り下げに係る貸付債権の数	—	—

◎経営者保証に関するガイドラインの遵守

当会では、中小企業等の経営者等による個人保証について、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会および日本商工会議所)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを遵守し取り組んでいます。

自己改革への取組

JAグループ広島では、令和6年11月に開催した第30回JA広島県大会で「組合員・地域とともに食と農を支える協同の力～協同活動と総合事業の好循環～」を掲げ、組合員との対話をはじめ、接点づくりをすすめ、組合員との関係強化・仲間づくりに取り組んでいくことを「県域方針」とし、JA・連合会等は、それぞれの事業・地域の実態を踏まえ、組合員の期待に応えていくこととしました。

また、JAバンク広島では、令和7年度からの「JAバンク広島中期戦略（令和7～9年度）」におきまして、利用者とのつながり強化やJA経営の高度化支援を通じ、信用事業を起点としたJAバンクならではの役割を発揮することとしております。

◎農業者に対する金融対応力強化

将来的な地域農業の担い手として農業法人・大規模農家等をメイン強化先と位置づけ、関係強化・再構築に取り組むとともに、訪問活動等を通じて資金ニーズの発掘を行っています。

◎保証料助成・利子補給

農業資金に係る保証料を助成する「JA農業資金保証料助成制度」を実施しているほか、利息軽減措置として全国のJAで導入されている「JAバンク利子補給制度」に加え、JAバンク広島独自の「JAバンク広島利子補給制度」を展開し、担い手の農業経営の負担軽減に努めています。



(令和7年7月1日現在)

◎農業金融商品の積極展開

JAバンク広島では、新規就農者向けの融資商品として「JA新規就農支援資金」、農業経営全般に活用できる融資商品として「JA営農支援資金」を取り扱っています。

これらの商品は、「JA農業資金保証料助成制度」および「JAバンク（広島）利子補給制度」の対象資金となっており、農業経営を資金面から積極的にサポートしています。



(令和7年7月1日現在)

◎担い手コンサルティングの実施

農業者の所得向上に向け、JA営農経済・信用部門が主体となり、他の地域金融機関とは異なる総合事業体ならではの課題解決策を提案し、8先の農業者（担い手）に対するコンサルティングをサポートしました。

また、当会取引先の2先においても、当会が主体となり、取引先の収益性向上に向け、財務分析や経営者ヒアリングを実施し、課題解決策を提案しました。



◎食農教育プロジェクト「起農みらい塾」の取組

JAグループ広島を目指す姿の実現に向けて、県内の小学生を対象に金融教育の要素を取り入れた食農教育プロジェクト「起農みらい塾」の授業（全9回のプログラム）を令和6年7月から11月にかけて展開しました。



◎農業金融専任担当者の設置

地域農業の担い手との関係強化・深耕を図るため、農業金融専任担当者を設置し、JAの担当者と同行訪問するほか、農業資金の商品説明支援や、担当者のレベルアップ研修等に取り組んでいます。

◎担い手育成に向けた取組

JAにおける担い手育成の取組を推進・支援するため、JAの担い手金融リーダー等を対象に、農業金融に係る知識・スキルの習得を目的とした研修を実施しています。

また、農業経営者向けに、「農業補助金セミナー」を開催しました。

その他、広島県や農業法人協会等の諸会議へ参加することにより、JAへの情報の連絡・調整を行っています。

当会についても、農業経営アドバイザーの資格取得を通じて職員の農業知識向上に努めています。

◎移動店舗車の配備

JAバンクでは、過疎地等への金融サービス提供および災害時の金融機能維持を目的として移動店舗車の配備に取り組んでおり、県内では3JAで5台導入しています。



文化的・社会的貢献活動

当会は、資金供給や経営支援等の金融機能の提供に加え、教育・文化等様々な活動を通して地域の活性化に向け積極的に取り組んでいます。

◎社会貢献活動への取組

当会では、平成25年度に社会貢献活動委員会を立ち上げ、新たな社会貢献に向けた取組を展開しています。

令和6年度は、役職員有志による清掃活動「第1回クリーンボランティア活動 広島信連」を実施、森林保全活動の一環として「ひろしまの森林づくりフォーラム」へ参加したほか、児童養護施設へ県産米・フルーツゼリーの寄贈を行いました。



クリーンボランティア活動



森林保全活動



児童養護施設へのお米・フルーツゼリーの寄贈

◎第12回 JAバンク広島杯 ふれあいグラウンド・ゴルフ大会

JAバンク広島では、健康で明るい地域社会づくりへの貢献の一環として、「JAバンク広島杯 ふれあいグラウンド・ゴルフ大会」を開催し、県内各地より約200名の選手にご参加いただきました。



◎JAバンク食農教育応援事業

JAバンクでは、次代を担う子どもたちの農業に対する理解を深めるため、「JAバンク食農教育応援事業」に取り組んでいます。

毎年、食農教育・環境教育・金融経済をテーマとするオリジナル教材本を、県内の小学生に配付し、授業等で活用いただいています。

また、農業や自然環境、金融経済に対する理解促進を目的に、JA等が子どもを対象に実施する教育活動や各種イベント活動に対し費用助成を行っています。



◎地元スポーツチームの活動支援

JAバンク広島では、スポーツを通じた地域への貢献の一環として、広島東洋カープ（野球）やサンフレッチェ広島（サッカー）の活動を支援しています。

令和6年度は、スポンサードゲームの開催を通して、地元スポーツチームの活動を地域の皆さまとともにサポートしました。



広島東洋カープ スポンサーゲーム



サンフレッチェ広島 スポンサーゲーム ©2024 S.FC

業務内容

JAサポート

JAの信用事業をサポートすることは当会の重要な役割です。

JAバンク推進部では、農業融資、担い手コンサルティング等の農業者所得向上に向けた取組、生活資金や資産形成・運用ニーズ等の豊かな暮らしの実現に向けたライフプランサポートの実践にかかる取組、経営指導、経営管理・リスク管理等の支援を行っています。

事務システム部では、信用事業における事務手続およびシステムオペレーション指導といったJAでの信用事業運営におけるサポートから、JAにおけるマネロン・金融犯罪対策にかかる指導、不祥事未然防止に向けた店舗管理体制の指導などJAの内部管理体制の強化に向けた支援を行っています。

貯金・為替・各種サービス

当会では各種の貯金商品をそろえ、JAをはじめ地域の企業や各種団体の皆さまにご利用いただいているほか、振込・代金取立等の資金決済サービスも行っています。

また、事務集中部では「為替事務センター」の運営を通じ、給与振込や年金受け取り、国税・地方税の収納、公共料金の口座振替、クレジットカード、デビットカードの代金決済等、各種の決済業務に幅広く対応しています。

融 資

営業部では、農業者や農業関連団体、地域の企業、各種団体の皆さまにご融資をしており、農業の振興と地域の発展のため、多方面からご活用いただいています。

また、JAグループ広島全体としてJAの「農業の担い手育成」の取組を推進・支援することを目的として、融資相談や資金ニーズの調査を行う等、「農業担い手への金融強化」に取り組んでいます。

有価証券運用

当会がお預かりした資金の一部は、国内外の金融市場において、有価証券運用を行っています。資金証券部では、安定的に利息収入を確保し、相場変動に左右されにくい分散効果のあるポートフォリオの構築に取り組んでいます。

代理業務

日本政策金融公庫の受託金融機関として、農業者や農業関連法人の皆さまへ、生産基盤の整備や生産力向上を目的とした長期・低利の資金をご融資しています。

また、住宅金融支援機構の住宅資金や日本政策金融公庫の教育資金のお取り扱いを通じ、豊かな暮らしのお手伝いをしています。

サービスのご案内

■ 貯 金

貯金の種類		特 色	期 間	お預け入れ金額
定期貯金	スーパー定期貯金 (スーパー定期 スーパー定期300)	【複利型】 半年複利の定期貯金です(個人のお客さま専用)。	3年、4年、5年	スーパー定期 1,000円以上 300万円未満
		【単利型】 毎年、利息を受け取れる定期貯金です。 法人もご利用になれます。	1か月以上5年以内	スーパー定期300 300万円以上
	大口定期貯金	1,000万円からの大きな資金の運用に適しています。単利型の商品で、毎年利息を受け取れます。法人もご利用いただけます。	1か月以上5年以内	1,000万円以上
	変動金利定期貯金	【複利型】 6か月ごとに利率が変わる定期貯金です。 半年複利の3年定期です(個人のお客さま専用)。	3年	1,000円以上
		【単利型】 複利型と同様に6か月ごとに利率が変わる定期貯金です。利息は半年ごとに受け取れます。法人もご利用いただけます。	3年	1,000円以上
	積立式定期貯金	目的に合わせて積立てて、必要な時には一部支払いができる積立定期です。	【満期型】 6か月以上10年以下 (1か月以上3年以下の 据置期間を含む) 【エンドレス型】 積立期限には定めがありません。	1回あたりの積立金額 1,000円以上
	当座貯金	小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限はありません。	1円以上
	普通貯金	お財布代わりにご使用いただける貯金です。	期間の制限はありません。	1円以上
	普通貯金無利息型(決済用)	貯金保険制度により全額保護される決済用貯金です。	期間の制限はありません。	1円以上
	通知貯金	お預け入れから7日たてば、いつでも払い戻しいただけます。短期間のお預け入れに適しています。	期間の制限はありません。 (但し、7日間の据置期間が必要です。)	5万円以上
	譲渡性貯金	1,000万円以上、大口一括預け入れによる、譲渡の可能な貯金です。	7日以上5年未満	1,000万円以上

(注) 1.内容の詳細等については、店頭窓口にてご確認ください。

2.譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

3.手形・小切手機能の全面的な電子化に向けて、①令和9年4月1日以降を期日とする手形・小切手の取立受付停止、②当座貯金の口座開設受付停止、③「当座貯金通帳+払戻請求書」による出金を行っております。

■ 事業資金・制度資金

事業資金	事業を営まれている皆さまへ、設備資金や運転資金等の最適タイプの融資をご提案します。ご融資金額やご返済期間等の融資条件については、ご相談のうえ決定します。
制度資金	農業近代化資金等、各種融資をお取り扱いしています。

■ 公庫資金等

日本政策金融公庫等の農業生産基盤の向上・教育・住宅建設等に必要な長期低利資金をお取り扱いしています。

金融機関	資金名
日本政策金融公庫	
(農林水産事業)	農業経営基盤強化資金(スーパーL)、青年等就農資金、農業改良資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金等
(国民生活事業)	教育資金
住宅金融支援機構	広島県JAフラット35(買取型)、災害復興住宅資金、賃貸住宅資金等

■ その他サービス

項目	内容
JAネットバンク	ご来店の手間や時間を気にすることなく、お手持ちのパソコン・スマートフォンで、残高照会、入出金明細照会や振込・振替などの各種サービスがご利用いただけます。
法人JAネットバンク	オフィスのパソコンからインターネットを通じて、残高照会・入出金明細照会に加え、振込や振替の資金移動、口座振替、総合振込・給与振込による複数のデータを1回の操作でまとめてご依頼できる伝送サービスなどの各種サービスがご利用いただけます。
JAデータ伝送サービス (AnserDATAPORT方式)	オフィスのパソコンやホストシステムから、総合振込、給与振込や口座振替等、複数のデータを1回の操作でまとめてお取引できる基本サービスや、入出金情報、金融EDI情報等を確認・取得できる通知サービスがご利用いただけます。
HIT-LINE代金回収サービス	県内に本店を有する金融機関が提携し設立したHIT-LINEセンターが、売上代金・会費・サービス代金等の集金業務を、お客さまに代わってご集金先のお取引金融機関から口座振替します。
JAバンクでんさいサービス	手形・売掛債権に代わる新たな金融債権である電子記録債権(「でんさい」)を活用した資金決済サービスです。
JAパソコンサービス (ファームバンキング)	オフィスのパソコンから利用申込時に事前に指定した貯金口座に対する残高照会や事前に登録されている受取口座への振込・振替などの各種サービスがご利用いただけます。

■ 手数料一覧 (令和7年7月1日現在) (注) 各手数料にはいずれも消費税(10%)が含まれています。

◎窓口

取扱区分	あて先区分				
	同一店内あて		県内JA・県外JA・ 県外信連・農林中金あて		他金融機関あて
振込手数料	3万円未満			文書扱い	1万円未満1件につき 330円
	1件につき 330円	1件につき 440円		1万円以上3万円未満1件につき 440円	
	3万円以上				3万円以上1件につき 660円
	1件につき 550円	1件につき 660円	電信扱い	3万円未満1件につき 660円 3万円以上1件につき 880円	

代金取立 手 数 料	電子交換	1通につき	440円
	個別取立	普通扱い	1通につき 880円
		至急扱い	1通につき
その他諸手数料	振込組戻料1件につき660円 不渡手形返却・取立手形組戻・取立手形店頭呈示料1通につき…660円		
ただし、660円を超える取立経費を要 する場合はその実費をいただきます。			

※視覚障がい等をお持ちのお客さまからのお申し出により、窓口で振込を行われる場合は、下記手数料を適用させていただきます。

取扱区分	あて先区分				
	同一店内・県内JAあて	県外JA・県外信連・農林中金あて		他金融機関あて	
振込手数料 (電信扱い)	無 料	3万円未満1件につき	110円	1万円未満1件につき	330円
		3万円以上1件につき	220円	1万円以上3万円未満1件につき	440円
				3万円以上1件につき	660円

◎JAネットバンク・法人JAネットバンク・JAデータ伝送サービス (AnserDATAPORT方式)・JAパソコンサービス

取扱区分	あて先区分				
	同一店内・県内JAあて	県外JA・県外信連・農林中金あて		他金融機関あて	
振込手数料	無 料	3万円未満1件につき 3万円以上1件につき	110円 220円	3万円未満1件につき 3万円以上1件につき	330円 660円
その他手数料	法人JAネットバンク利用手数料				
	照会・振込取引サービス			月額	1,100円
	照会・振込取引サービス+データ伝送サービス			月額	3,300円
	JAデータ伝送サービス（AnserDATAPORT方式）利用手数料				
	基本サービス			月額	5,500円
	任意ファイル伝送サービス			月額	5,500円
	JAパソコンサービス（ファームバンキング）利用手数料			月額	3,300円

◎媒体交換・データ伝送方式

取扱区分	あて先区分			
	同一店内あて	県内JAあて	県外JA・県外信連・ 農林中金あて	他金融機関あて
振込手数料	3万円未満1件につき 110円 3万円以上1件につき 220円	3万円未満1件につき 110円 3万円以上1件につき 330円	3万円未満1件につき 220円 3万円以上1件につき 330円	3万円未満1件につき 440円 3万円以上1件につき 770円
その他手数料	媒体持込手数料 1回あたり 5,500円			

◎JAバンクでんさいサービス

基本手数料 (法人JAネットバンクの照会・振込取引サービスを含む)	月額 1,100円
基本手数料 (法人JAネットバンクの照会・振込取引サービス・データ伝送サービスを含む)	月額 3,300円

取扱区分	あて先区分		
	同一店内あて	県内JA・県外JA・ 県外信連・農林中金あて	他金融機関あて
発生記録手数料 (債務者請求)	1件につき 330円 (窓口による代行は1件につき 1,100円)		1件につき 660円 (窓口による代行は1件につき 1,100円)
発生記録手数料 (債権者請求)			
譲渡記録手数料			
分割記録手数料			1件につき 330円 (窓口による代行は1件につき 1,100円)
保証記録手数料			
支払等記録手数料			
変更記録手数料			

残高証明書発行手数料 (定例)	発行1通につき 2,200円
-----------------	----------------

(注)JAバンクでんさいサービスのご利用は、法人JAネットバンクのご契約先に限られます。詳細については、店頭窓口にてご確認ください。

◎その他の手数料

小切手帳代金 (1冊50枚綴り)	880円	約束手形帳代金 (1冊50枚綴り)	1,100円	為替手形用紙代金	1枚につき 22円
残高証明書	継続発行1通につき 随時発行1通につき 当会所定様式以外1通につき 監査法人用1通につき	330円 550円 3,300円 3,300円	窓口両替手数料	0～50枚 51～300枚 301～500枚 501～1,000枚 1,001枚以上	無料 110円 220円 330円 500枚ごとに330円加算

(注) 1. JA、地方公共団体、社会福祉事業関係への残高証明書発行に係る手数料は免除となります。

2. 両替枚数の基準は「お客さまのお申込枚数」または「両替後のお受取枚数」のいずれか多いほうの合計枚数となります。

組織・機構

組織

組織・機構

沿革

役員 (令和7年7月1日現在)

経営管理委員会会長	経営管理委員
占部 浩道	吉川 清二 田中 義彦
経営管理委員会副会長	金子 仁 武内 祥吾
村上 俊二	

代表理事理事長	代表理事専務	常務理事
長谷川 公作	角田 哲也	下内 博文 佐藤 仁志

代表監事	監事	員外監事	常任監事
佐伯 隆弘	三浦 隆志	洗川 孝典	山上 勝也

会計監査人の名称 (令和7年7月1日現在)

みのり監査法人 所在地：東京都港区芝5丁目29番11号

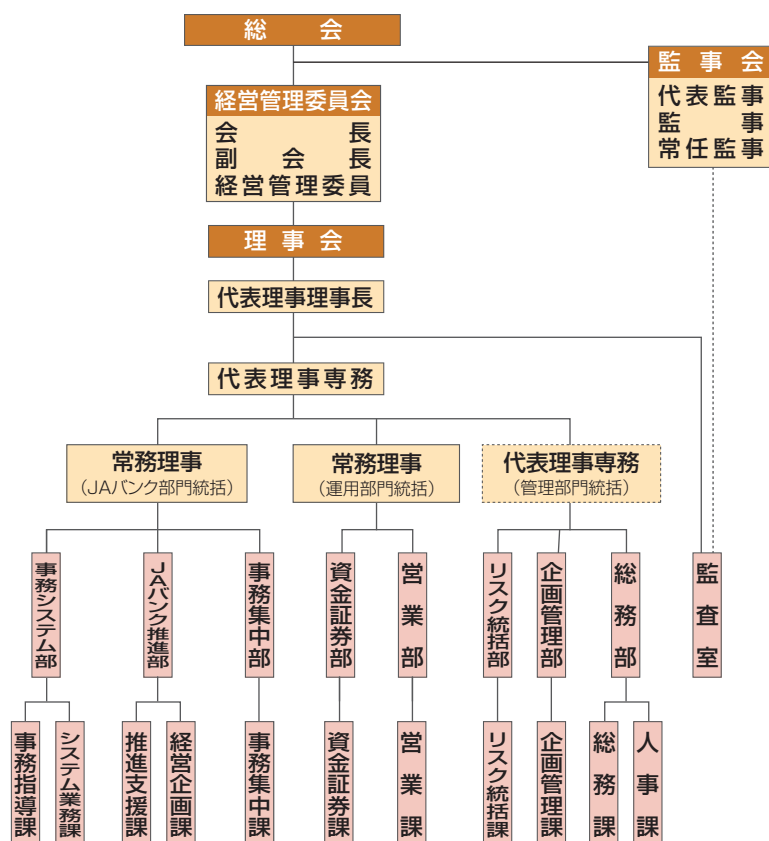
会員数・職員数

【会員数】	令和5年度	令和6年度	【職員数】	令和5年度	令和6年度
正会員	15会員	14会員	一般	135人	139人
准会員	9会員	9会員	合計	135人	139人
合計	24会員	23会員			

特定信用事業 代理業者の状況

該当する取引はありません。

組織機構図 (令和7年7月1日現在)



店舗

店舗名：本 所
所在地：広島県広島市中区大手町
四丁目6番1号
TEL: 082-248-9505



沿革

昭和 23 年	7 月	広島県信用農業協同組合連合会を農業協同組合法に基づき設立
昭和 25 年	4 月	広島市中区大手町に本所事務所が落成
昭和 29 年	4 月	農林漁業金融公庫の受託業務を開始
昭和 38 年	4 月	住宅金融公庫の受託業務を開始
昭和 41 年	7 月	内国為替の取扱いを開始
昭和 44 年	10 月	信連業務のコンピュータによる処理を開始
昭和 46 年	11 月	信連貯金が 1,000 億円を達成
昭和 47 年	10 月	県内メールシステムが稼働
昭和 48 年	10 月	信連業務のオンライン・システムが稼働
昭和 50 年	9 月	共同計算センタービル（現信連ビル）が落成
昭和 51 年	5 月	広島県農協信用事業オンライン・システムが稼働
	10 月	国庫金の取扱いを開始
昭和 52 年	4 月	広島県収納代理金融機関の事務取扱いを開始
昭和 53 年	6 月	第 2 次信連総合オンライン・システムが稼働
昭和 54 年	2 月	全国銀行内国為替制度へ加盟
	11 月	広島県内農協間の貯金ネットサービスの取扱いを開始
昭和 56 年	12 月	信連貯金が 5,000 億円を達成
昭和 57 年	6 月	広島県農協手形交換センターを設立
昭和 59 年	2 月	系統決済データ通信システムが稼働
	10 月	第 2 次広島県農協信用事業オンライン・システム、第 3 次信連総合オンライン・システムが稼働
昭和 60 年	3 月	全国農協貯金ネットサービスの取扱いを開始
昭和 61 年	12 月	国債等窓販業務の取扱いを開始
昭和 62 年	4 月	広島銀行と CD オンラインで提携
昭和 63 年	11 月	信連貯金が 1 兆円を達成
	12 月	(株)広島県農協情報センターを設立
平成元年	10 月	広島県信用事業情報系システム（農協・信連）が稼働
平成 2 年	7 月	全国キャッシュサービスの取扱いを開始
平成 3 年	4 月	農協情報センタービルが落成
平成 4 年	4 月	農協の愛称に「JA」を採用
平成 6 年	10 月	日本銀行歳入復代理店の事務取扱いを開始
平成 7 年	1 月	第 3 次広島県農協信用事業オンライン・システムが稼働
	4 月	信連貯金が 1 兆 5,000 億円を達成
	9 月	第 4 次信連総合オンライン・システムが稼働
平成 10 年	4 月	信用事業の名称を「JA バンク」へ変更
	11 月	(株)広島県ジェイエイ・ファイナンスを設立
平成 11 年	8 月	経営管理委員会制度を導入
	10 月	証券投資信託等の受益証券の窓販業務、信託代理業務の取扱いを開始
平成 12 年	5 月	郵便貯金と CD・ATM でオンライン提携
	10 月	「デビットカード」サービスの取扱いを開始
平成 13 年	3 月	JA ダイレクトバンキングの取扱いを開始
平成 14 年	1 月	JA バンク広島県本部を設置
平成 15 年	1 月	JASTEM（全国統一オンライン・システム）へ移行
平成 16 年	1 月	マルチペイメント・ネットワークサービスの取扱いを開始
平成 17 年	11 月	セブン銀行と ATM で利用提携
平成 18 年	10 月	新 JA カードの発行を開始
平成 19 年	1 月	IC キャッシュカードの発行を開始
平成 20 年	5 月	郵貯・セブン銀行と ATM 入金提携開始
	7 月	JA バンクの ATM 顧客手数料を全国一律無料化
平成 23 年	1 月	JASTEM 次期システムが稼働
平成 25 年	11 月	イーネットおよびローソン・エイティエム・ネットワークスと ATM で利用提携
平成 26 年	10 月	法人 JA ネットバンクの取扱いを開始
平成 27 年	5 月	JA バンクでんさいサービスの取扱いを開始
	12 月	信連貯金が 2 兆円を達成
平成 29 年	4 月	JA 相続相談サービスの本格開始
平成 30 年	10 月	JASTEM 新システムが稼働
令和元年	11 月	モアタイム（即時振込取扱時間の拡大）の取扱いを開始
令和 4 年	11 月	手形・小切手の電子交換による事務取扱いを開始

資料編

目次

財務諸表等	27	自己資本の充実の状況（単体）	49
貸借対照表		自己資本の状況	
損益計算書		信用リスクに関する事項	
剰余金処分計算書		信用リスク削減手法に関する事項	
注記表		派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	
会計監査人の監査		証券化エクスポージャーに関する事項	
		CVAリスクに関する事項	
損益の状況	36	マーケット・リスクに関する事項	
最近の5事業年度の主要な経営指標		オペレーショナル・リスクに関する事項	
利益総括表		出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	
事業純益		リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
資金運用収支の内訳		金利リスクに関する事項	
受取・支払利息の増減額			
総資金利ざや			
経費の内訳			
		連結情報	71
貯金に関する指標	39	グループの事業系統図	
科目別貯金平均残高		株式会社広島県農協情報センターの概要	
定期貯金残高		連結決算の状況	
		連結貸借対照表	
貸出金等に関する指標	40	連結損益計算書	
科目別貸出金平均残高		連結剰余金計算書	
貸出金の金利条件別内訳残高		連結キャッシュ・フロー計算書	
貸出金の担保別内訳残高		連結注記表	
債務保証の担保別内訳残高		最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
貸出金の使途別内訳残高		連結事業年度の農協法に基づく開示債権の状況	
貸出金の業種別残高		事業の種類別情報	
主要な農業関係の貸出金残高			
農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況			
元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況			
貸倒引当金の期末残高および期中の増減額			
貸出金償却の額			
		自己資本の充実の状況（連結）	83
有価証券に関する指標	45	連結の範囲に関する事項	
種類別有価証券平均残高		自己資本の状況	
商品有価証券種類別平均残高		信用リスクに関する事項	
有価証券残存期間別残高		信用リスク削減手法に関する事項	
		派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	
有価証券の時価情報等	46	証券化エクスポージャーに関する事項	
有価証券の時価情報		CVAリスクに関する事項	
金銭の信託の時価情報		マーケット・リスクに関する事項	
デリバティブ取引等		オペレーショナル・リスクに関する事項	
		出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	
経営諸指標	48	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
利益率		金利リスクに関する事項	
貯貸率・貯証率			
		役員等の報酬体系	102
		役員に関する事項	
		対象職員等に関する事項	
		その他の事項	
		財務諸表の適正性等に係る確認	103

財務諸表等

貸借対照表

(単位：百万円)

	令和 5 年度 (令和6年3月31日現在)	令和 6 年度 (令和7年3月31日現在)
【資産の部】		
現金	1,618	2,438
預け金	1,567,003	1,400,352
系統預け金	1,566,746	1,400,174
系統外預け金	256	177
金銭の信託	35,091	42,187
有価証券	645,415	662,987
国債	111,706	160,052
社債	47,546	76,672
外国証券	138,239	127,618
株式	1,794	1,488
受益証券	346,128	297,155
貸出金	83,765	80,392
手形貸付	60	140
証書貸付	47,752	48,525
当座貸越	3,632	3,845
金融機関貸付	32,320	27,880
その他資産	3,615	3,575
金融派生商品	—	326
仮払金	29	18
その他の資産	1,394	700
未収収益	2,058	2,528
未決済為替貸	133	1
有形固定資産	780	760
建物	386	366
土地	366	366
その他の有形固定資産	28	27
無形固定資産	33	23
ソフトウェア	31	20
その他の無形固定資産	2	2
外部出資	116,830	127,517
系統出資	114,744	125,429
系統外出資	2,035	2,037
子会社等出資	50	50
債務保証見返	855	828
貸倒引当金	△ 601	△ 268
外部出資等損失引当金	△ 2	—
資産の部合計	2,454,407	2,320,796

	令和 5 年度 (令和6年3月31日現在)	令和 6 年度 (令和7年3月31日現在)
【負債の部】		
貯金	2,269,871	2,164,948
当座貯金	38,838	23,714
普通貯金	4,028	4,651
通知貯金	25,500	3,000
別段貯金	141	181
定期貯金	2,201,363	2,133,400
借入金	5,700	—
代理業務勘定	0	6
その他負債	2,494	2,349
貸付留保金	61	30
未払法人税等	61	164
貯金利子諸税その他	6	10
従業員預り金	183	178
金融派生商品	951	213
仮受金	17	56
資産除去債務	14	15
未払費用	1,146	1,674
前受収益	1	1
未決済為替借	49	3
諸引当金	5,651	5,636
相互援助積立金	4,307	4,307
賞与引当金	84	93
退職給付引当金	1,115	1,098
役員退職慰労引当金	35	41
特例業務負担金引当金	108	96
繰延税金負債	7,121	405
債務保証	855	828
負債の部合計	2,291,694	2,174,174
【純資産の部】		
出資金	80,200	80,198
(うち後配出資金)	(40,100)	(40,100)
再評価積立金	1	1
利益剰余金	62,102	63,612
利益準備金	26,400	27,200
その他利益剰余金	35,702	36,412
経営基盤安定化積立金	2,400	2,400
特別積立金	21,000	21,300
当期末処分剰余金	12,302	12,712
(うち当期剰余金)	(3,672)	(4,042)
会員資本合計	142,303	143,812
その他有価証券評価差額金	25,995	7,066
繰越ヘッジ損益	△ 5,586	△ 4,256
評価・換算差額等合計	20,409	2,809
純資産の部合計	162,712	146,621
負債及び純資産の部合計	2,454,407	2,320,796

資料編

単体

財務諸表等

損益計算書

(単位：百万円)

	令和5年度 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)		令和5年度 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
経常収益	26,431	34,553	役務取引等費用	135	175
資金運用収益	15,965	15,067	支払為替手数料	1	1
貸出金利息	1,118	438	その他の支払手数料	134	173
預け金利息	33	1,022	その他の役務取引等費用	0	0
有価証券利息配当金	7,885	5,804	その他事業費用	7,287	14,103
コールローン利息	—	49	支払助成金	37	53
その他受入利息	6,928	7,752	外国為替売買損	949	2,498
(うち受取奨励金)	(6,792)	(7,752)	国債等債券売却損	6,299	2,077
(うち受取特別配当金)	(135)	(0)	国債等債券償還損	—	9,473
役務取引等収益	123	112	経費	2,139	2,284
受入為替手数料	76	77	人件費	1,092	1,163
その他の受入手数料	46	34	物件費	969	1,033
その他の役務取引等収益	0	0	税金	78	87
その他事業収益	5,880	4,071	その他経常費用	10	4
受取助成金	6	5	株式等売却損	—	3
国債等債券売却益	4,297	4,054	その他の経常費用	10	0
受取出資配当金	1,576	11	経常利益	3,862	4,472
その他経常収益	4,461	15,301	特別利益	0	—
貸倒引当金戻入益	173	241	その他の特別利益	0	—
株式等売却益	3,742	14,367	特別損失	2	1
金銭の信託運用益	517	659	固定資産処分損	2	1
その他の経常収益	28	32	税引前当期利益	3,860	4,471
経常費用	22,568	30,081	法人税、住民税及び事業税	167	454
資金調達費用	12,995	13,513	法人税等調整額	21	△ 25
貯金利息	46	628	法人税等合計	188	429
債券貸借取引支払利息	0	0	当期剰余金	3,672	4,042
その他支払利息	12,948	12,884	当期首繰越剰余金	8,630	8,670
(うち支払奨励金)	(12,942)	(12,878)	当期末処分剰余金	12,302	12,712

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	12,302	12,712
剰余金処分額	3,632	4,007
利益準備金	800	900
任意積立金	300	100
(特別積立金)	(300)	(100)
出資配当金	601	601
(普通出資に対する配当金)	(401)	(400)
(後配出資に対する配当金)	(200)	(200)
事業分量配当金	1,930	2,405
次期繰越剰余金	8,670	8,704

- (注) 1. 普通出資に対する配当率は年 1.0%、後配出資に対する配当率は年 0.5%の割合です。
2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。
令和5年度 貯金施設の甲種奨励金対象平均残高に対し 0.100%
令和6年度 貯金施設の甲種奨励金対象平均残高に対し 0.100%
0.025% (令和6年度特別措置)

注記表

令和5年度

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
・満期保有目的の債券 ……移動平均法による償却原価法(定額法)
・子会社・子法人等株式 ……原価法(売却原価は移動平均法により算定)および関連法人等株式
・その他有価証券 ……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。))ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建 物 6年～50年
その他 5年～15年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の評価および償却・引当の計上基準」に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権と同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価格から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間または累積期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2百万円です。

② 相互援助積立金

相互援助積立金は、JAバンクの信用秩序の維持を目的とした支払に備えるため、「広島県JAバンク支援制度要領」等に基づき所要額を計上しています。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑥ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。

⑦ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上し

令和6年度

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
・満期保有目的の債券 ……移動平均法による償却原価法(定額法)
・子会社・子法人等株式 ……原価法(売却原価は移動平均法により算定)および関連法人等株式
・その他有価証券 ……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。))ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建 物 6年～50年
その他 5年～15年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の評価および償却・引当の計上基準」に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権と同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価格から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間または累積期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は93百万円です。

② 相互援助積立金

相互援助積立金は、JAバンクの信用秩序の維持を目的とした支払に備えるため、「広島県JAバンク支援制度要領」等に基づき所要額を計上しています。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑥ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

(9) ヘッジ会計の方法

ヘッジ方針に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範

ています。

(9) ヘッジ会計の方法

ヘッジ方針に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

① 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建債券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建債券の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建債券の為替変動リスクがヘッジ手段によって減殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

(10) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産等に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2. 会計上の見積りに関する事項

(1) 会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

① 貸倒引当金

a 当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 601百万円

b 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(a) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。

(b) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

(c) 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② 金融商品の時価

a 当年度に係る計算書類に計上した額

「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「①金融商品の貸借対照表計上額および時価等」に記載しています。

b 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(a) 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

(b) 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用しています。

(c) 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、2,430百万円です。

(2) 担保に供している資産は次のとおりです。

為替決済、県収納代理金融機関事務取扱に係る保証金として、預け金120,025百万円を差し入れています。

(3) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はありません。

(4) 子会社等に対する金銭債権の総額は0百万円です。

(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は153百万円です。

(6) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

(7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

(8) 破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準する債権額	－	百万円
危険債権額	860	〃
三月以上延滞債権額	－	〃
貸出条件緩和債権額	－	〃
合計額	860	〃

破産更生債権及びこれらに準する債権とは、破産手続開始、更生手続開

囲内でヘッジしています。

① 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建債券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建債券の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建債券の為替変動リスクがヘッジ手段によって減殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

(10) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産等に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2. 会計上の見積りに関する事項

(1) 会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

① 貸倒引当金

a 当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 268百万円

b 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(a) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。

(b) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

(c) 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② 金融商品の時価

a 当年度に係る計算書類に計上した額

「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「①金融商品の貸借対照表計上額および時価等」に記載しています。

b 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(a) 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5. 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

(b) 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用しています。

(c) 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、2,372百万円です。

(2) 担保に供している資産は次のとおりです。

為替決済、県収納代理金融機関事務取扱に係る保証金として、預け金120,025百万円を差し入れています。

(3) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、外国証券に合計13,745百万円含まれています。

(4) 子会社等に対する金銭債権はありません。

(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は92百万円です。

(6) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

(7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

(8) 破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準する債権額	－	百万円
危険債権額	406	〃
三月以上延滞債権額	－	〃
貸出条件緩和債権額	－	〃
合計額	406	〃

破産更生債権及びこれらに準する債権とは、破産手続開始、更生手続開

始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準する債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準する債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (9) 当座貸越契約および貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、30,417百万円です。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金21,858百万円が含まれています。

4. 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 13百万円 |
| うち事業取引高 | 13 〃 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 153百万円 |
| うち事業取引高 | 153 〃 |

5. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、広島県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付を行うほか、当会へ預け入れています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体等に貸付を行っています。

また、農林中央金庫に預け入れるほか、国債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む。）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金のうち、39.82％は金融保険業に対するものであり、当該金融保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

金銭の信託は、指定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託等であり、その他目的で保有しています。

これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、満期保有目的、その他目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、リスク管理の一環で行っている為替予約取引があります。当会では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建債券に関わる為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応等と与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほかりスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、金利の変動リスクに関して、VaR等の活用によりリスク量を計測しているのに加え、金利に一定のストレスを与えた場合の損失額を管理し、余裕金運用会議等で報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準する債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準する債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (9) 当座貸越契約および貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、40,479百万円です。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金19,000百万円が含まれています。

4. 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 12百万円 |
| うち事業取引高 | 12 〃 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 167百万円 |
| うち事業取引高 | 167 〃 |

5. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、広島県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付を行うほか、当会へ預け入れています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体等に貸付を行っています。

また、農林中央金庫に預け入れるほか、国債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む。）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金のうち、40.05％は金融保険業に対するものであり、当該金融保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

金銭の信託は、指定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託等であり、その他目的で保有しています。

これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、満期保有目的、その他目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、リスク管理の一環で行っている為替予約取引があります。当会では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建債券に関わる為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応等と与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほかりスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、金利の変動リスクに関して、VaR等の活用によりリスク量を計測しているのに加え、金利に一定のストレスを与えた場合の損失額を管理し、余裕金運用会議等で報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用会議の方針に基づき、余裕金運用規程に従い行われています。

運用に当たっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

当会が保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等をモニタリングしています。

これらの情報はリスク統括部により、リスク管理委員会において定期的に報告されています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、ヘッジ方針に基づき実施しています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他の有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは、分散共分散法（保有期間3か月、信頼区間99%、観測期間3年）により算出しており、令和6年3月31日現在で、当会の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で、41,467百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	1,567,003	1,566,401	△ 601
金銭の信託			
その他の金銭の信託	35,091	35,091	－
有価証券			
満期保有目的の債券	32,848	32,750	△ 98
その他の有価証券	612,567	612,567	－
貸出金	83,765		
貸倒引当金	△ 580		
貸倒引当金控除後	83,185	83,076	△ 109
資 産 計	2,330,696	2,329,886	△ 809
貯金	2,269,871	2,268,934	△ 937
借入金	5,700	5,696	△ 3
負 債 計	2,275,571	2,274,630	△ 940
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(951)	(951)	－
デリバティブ取引計	(951)	(951)	－

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用会議の方針に基づき、余裕金運用規程に従い行われています。

運用に当たっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

当会が保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等をモニタリングしています。

これらの情報はリスク統括部により、リスク管理委員会において定期的に報告されています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、ヘッジ方針に基づき実施しています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他の有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは、分散共分散法（保有期間3か月、信頼区間99%、観測期間3年）により算出しており、令和7年3月31日現在で、当会の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で、35,722百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	1,400,352	1,398,098	△ 2,254
金銭の信託			
その他の金銭の信託	42,187	42,187	－
有価証券			
満期保有目的の債券	61,879	57,336	△ 4,542
その他の有価証券	601,108	601,108	－
貸出金	80,392		
貸倒引当金	△ 246		
貸倒引当金控除後	80,146	79,496	△ 649
資 産 計	2,185,674	2,178,227	△ 7,446
貯金	2,164,948	2,161,087	△ 3,860
負 債 計	2,164,948	2,161,087	△ 3,860
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	113	113	－
デリバティブ取引計	113	113	－

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下、「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、ありません。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額	
外部出資	116.830百万円
合 計	116.830 //

（注）1. 外部出資は、市場において取引されていない株式や出資金等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 上記貸借対照表計上額に対して、外部出資等損失引当金を2百万円計上しています。

- ④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額（単位：百万円）

	1年超 2年超 3年超 4年超 5年超					
	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年超
預け金	1,567,003	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	35,800
その他の有価証券のうち満期があるもの	9,156	19,550	30,266	75,389	89,248	318,989
貸出金	13,495	14,293	7,243	5,068	7,254	36,315
合 計	1,589,655	33,843	37,510	80,457	96,502	391,105

（注）1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）2,700百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約貸出金21,858百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等92百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額（単位：百万円）

	1年超 2年超 3年超 4年超 5年超					
	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年超
貯金	2,269,871	-	-	-	-	-
借入金	5,700	-	-	-	-	-
合 計	2,275,571	-	-	-	-	-

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額	
外部出資	127.517百万円
合 計	127.517 //

（注）外部出資は、市場において取引されていない株式や出資金等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

- ④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額（単位：百万円）

	1年超 2年超 3年超 4年超 5年超					
	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年超
預け金	1,400,352	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	66,900
その他の有価証券のうち満期があるもの	12,258	39,140	44,194	96,541	72,292	290,583
貸出金	19,219	8,371	5,792	7,354	8,165	31,487
合 計	1,431,831	47,511	49,986	103,896	80,458	388,971

（注）1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）2,413百万円については「1年以内」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等0百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額（単位：百万円）

	1年超 2年超 3年超 4年超 5年超					
	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年超
貯金	2,164,868	-	80	-	-	-
合 計	2,164,868	-	80	-	-	-

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時 価 が 貸 借 対照表計上額を 超えるもの	国債 13,590 社債 411 外国証券 1,000	13,662 411 1,005	72 0 5
小 計	15,001	15,080	78
時 価 が 貸 借 対照表計上額を 超えないもの	国債 13,856 社債 3,990 外国証券 —	13,701 3,968 —	△154 △22 —
小 計	17,846	17,669	△177
合 計	32,848	32,750	△98

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
株式 債券	1,780	505	1,275
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	国債 31,086 社債 1,702 外国証券 127,906 その他 128,913	29,909 1,699 114,404 69,144	1,176 2 13,501 59,769
小 計	291,389	215,663	75,725
株式 債券	14	15	△0
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	国債 53,172 社債 41,442 外国証券 9,332 その他 217,215	55,873 42,653 9,397 253,858	△2,700 △1,210 △64 △36,643
小 計	321,177	361,798	△40,620
合 計	612,567	577,462	35,104

(注) 上記差額合計から繰延税金負債9,710百万円を差し引いた金額25,394百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
債 券	82,331	4,297	6,299
その他	5,326	3,742	—
合 計	87,657	8,040	6,299

7. 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有区分別の内訳は、次のとおりです。

① その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	35,091	34,260	830	1,297	△467

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債229百万円を差し引いた金額600百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,168百万円
退職給付費用	67 〃
退職給付の支払額	△121 〃
期末における退職給付引当金	1,115 〃

6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時 価 が 貸 借 対照表計上額を 超えるもの	国債 — 社債 — 外国証券 —	— — —	— — —
小 計	—	—	—
時 価 が 貸 借 対照表計上額を 超えないもの	国債 53,367 社債 7,112 外国証券 1,399	49,314 6,712 1,310	△4,052 △400 △89
小 計	61,879	57,336	△4,542
合 計	61,879	57,336	△4,542

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
株式 債券	1,396	404	992
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	国債 10,171 社債 709 外国証券 97,665 その他 103,528	9,955 707 89,587 65,253	216 2 8,078 38,275
小 計	213,472	165,907	47,564
株式 債券	91	100	△8
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	国債 96,513 社債 68,849 外国証券 28,553 その他 193,626	104,620 71,664 29,039 221,078	△8,106 △2,814 △485 △27,452
小 計	387,635	426,502	△38,867
合 計	601,108	592,410	8,697

(注) 上記差額合計から繰延税金負債2,467百万円を差し引いた金額6,230百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	11	—	3
債 券	35,904	4,054	2,077
その他	19,475	14,367	—
合 計	55,392	18,421	2,080

7. 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有区分別の内訳は、次のとおりです。

① その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	42,187	41,020	1,167	1,670	△503

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債331百万円を差し引いた金額836百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,115百万円
退職給付費用	74 〃
退職給付の支払額	△91 〃
期末における退職給付引当金	1,098 〃

b 退職給付債務および貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
非積立型制度の退職給付債務	1,115百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,115 //
退職給付引当金	1,115 //
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,115 //

c 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	77百万円

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、13百万円となっています。

また、存続組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、108百万円となっています。

9. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	100百万円
退職給付引当金超過額	308 //
相互援助積立金超過額	1,191 //
未払費用否認額	304 //
減価償却超過額	23 //
固定資産償却額	154 //
未払事業税	10 //
外部出資償却額	44 //
特例業務負担金引当金	30 //
繰延ヘッジ損益	2,136 //
その他	53 //
繰延税金資産小計	4,356 //
評価性引当額	△1,537 //
繰延税金資産合計(A)	2,819 //
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,939 //
資産除去債務	△0 //
繰延税金負債合計(B)	△9,940 //
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△7,121百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66 %
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.18%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.58%
事業分量配当金	△13.83%
住民税均等割等	0.09%
評価性引当額の増減	△1.64%
その他	△0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.87%

b 退職給付債務および貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
非積立型制度の退職給付債務	1,098百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,098 //
退職給付引当金	1,098 //
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,098 //

c 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	80百万円

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、13百万円となっています。

また、存続組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、99百万円となっています。

9. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	10百万円
退職給付引当金超過額	310 //
相互援助積立金超過額	1,221 //
未払費用否認額	311 //
減価償却超過額	22 //
固定資産償却額	158 //
未払事業税	27 //
外部出資償却額	46 //
特例業務負担金引当金	27 //
繰延ヘッジ損益	1,685 //
その他	79 //
繰延税金資産小計	3,901 //
評価性引当額	△1,506 //
繰延税金資産合計(A)	2,394 //
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,798 //
資産除去債務	△0 //
繰延税金負債合計(B)	△2,799 //
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△405百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.15%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.69%
事業分量配当金	△14.88%
住民税均等割等	0.08%
評価性引当額の増減	△1.53%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.17%
その他	△0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.59%

- (3) 税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の27.66%から28.37%となります。この税率変更により、当年度の繰延税金負債は20百万円増加、その他有価証券評価差額金は70百万円減少、繰延ヘッジ損益は42百万円増加し、法人税等調整額は7百万円減少しています。

会計監査人の監査

令和5年度および令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	23,709	21,016	21,172	26,431	34,553
経常利益	3,207	4,843	3,795	3,862	4,472
当期剰余金	2,875	4,567	3,542	3,672	4,042
出資金	80,200	80,200	80,200	80,200	80,198
(出口口数)	(802 万口)	(802 万口)	(802 万口)	(802 万口)	(801 万口)
純資産額	178,476	162,724	141,367	162,712	146,621
総資産額	2,671,881	2,630,381	2,542,220	2,454,407	2,320,796
預け金残高	1,735,125	1,717,318	1,686,074	1,567,003	1,400,352
貯金等残高	2,432,417	2,420,396	2,373,010	2,269,871	2,164,948
貸出金残高	93,823	88,678	86,479	83,765	80,392
有価証券残高	700,877	679,051	618,139	645,415	662,987
剰余金配当金額	2,142	2,989	2,526	2,532	3,007
・普通出資配当額	401	401	401	401	400
・後配出資配当額	200	200	200	200	200
・事業分量配当額	1,541	2,388	1,925	1,930	2,405
職員数	158	151	139	135	139
単体自己資本比率	15.24	15.18	15.58	15.89	13.76

(注) 1. 貯金等残高は、貯金、譲渡性貯金、定期積金の合計です。

2. 職員数には嘱託・常よう人を含めています。

3. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農林水産省告示第 2 号)に基づき算出しています。

利益総括表

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	3,137	1,800
役務取引等収支	△ 12	△ 62
その他事業収支	△ 1,406	△ 10,031
事業粗利益	1,718	△ 8,293
事業粗利益率	0.07	△ 0.37

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)

2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用

3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用

4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支

5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

事業純益

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
事業純益	△ 421	△ 10,578
実質事業純益	△ 421	△ 10,578
コア事業純益	1,581	△ 12,556
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	2,932	498

(注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)――一般貸倒引当金繰入額

2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	2,336,486	15,965	0.68	2,225,089	15,067	0.68
うち預け金	1,638,772	6,961	0.42	1,517,950	8,774	0.57
うち有価証券	615,199	7,885	1.28	614,315	5,804	0.94
うち貸出金	82,514	1,118	1.35	78,792	438	0.55
資金調達勘定	2,343,255	12,827	0.54	2,248,120	13,267	0.59
うち貯金・定積	2,330,486	12,989	0.55	2,244,842	13,506	0.60
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	12,291	—	0.00	2,978	—	0.00

- (注) 1. 資金運用勘定には、金銭の信託を含めていません。
2. 資金運用勘定の利息には、債券貸借取引受入利息、金利スワップ受入利息、受入雑利息を含めています。
3. 資金調達勘定の利息には、債券貸借取引支払利息、金利スワップ支払利息、支払雑利息を含めています。
4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。
5. 預け金の利息には、受取奨励金および受取特別配当金を含み、貯金利息には支払奨励金を含めています。
6. 有価証券には、買入金銭債権を含めていません。
7. 貸出金には、コールローンを含めていません。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受取利息	3,142	△ 897
うち預け金	△ 789	1,812
うち有価証券	3,939	△ 2,080
うち貸出金	△ 6	△ 679
支払利息	△ 92	439
うち貯金・定積	△ 19	517
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	—	—
差引	3,235	△ 1,337

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

総資金利ざや

(単位：％)

	令和5年度	令和6年度
資金運用利回り	0.68	0.67
資金調達原価率	0.63	0.69
総資金利ざや	0.05	△ 0.02

(注) 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率

経費の内訳

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
人件費	1,092	1,163
役員報酬	75	73
給料手当	687	737
賞与引当金繰入	84	93
福利厚生費	147	166
退職給付費用	77	80
役員退職慰労引当金繰入	10	9
役員退職慰労金	9	2
物件費	969	1,033
事業推進費	79	102
債権管理費	2	1
旅費・交通費	14	16
業務費	438	478
負担金	249	245
施設費	154	158
雑費	30	30
税金	78	87
経費合計	2,139	2,284

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度		令和6年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	37,146	1.5	28,803	1.2	△ 8,342
定期性貯金	2,293,119	98.3	2,215,822	98.7	△ 77,296
その他の貯金	220	0.0	216	0.0	△ 3
計	2,330,486	100.0	2,244,842	100.0	△ 85,643
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合計	2,330,486	100.0	2,244,842	100.0	△ 85,643

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金（会員 JA 以外）
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金＋通知貯金（会員 JA）

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度		令和6年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
定期貯金	2,201,363	100.0	2,133,400	100.0	△ 67,962
うち固定金利定期	2,201,363	100.0	2,133,400	100.0	△ 67,962
うち変動金利定期	—	—	—	—	—

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
手形貸付	53	71	17
証書貸付	78,988	72,810	△ 6,177
当座貸越	3,471	5,910	2,438
割引手形	—	—	—
合計	82,514	78,792	△ 3,721

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度		令和6年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
固定金利貸出	42,874	51.1	42,072	52.3	△ 802
変動金利貸出	40,891	48.8	38,320	47.6	△ 2,570
合計	83,765	100.0	80,392	100.0	△ 3,373

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金等	3,825	2,851	△ 974
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	1,828	2,010	182
その他担保物	498	—	△ 498
計	6,152	4,862	△ 1,290
農業信用基金協会保証	172	140	△ 31
その他保証	1,451	1,354	△ 96
計	1,623	1,495	△ 128
信用	75,989	74,034	△ 1,955
合計	83,765	80,392	△ 3,373

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
貯金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	—	—
計	—	—	—
信用	855	828	△ 27
合計	855	828	△ 27

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度		令和6年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
設備資金	9,841	11.7	8,557	10.6	△ 1,283
運転資金	73,924	88.2	71,834	89.3	△ 2,089
合計	83,765	100.0	80,392	100.0	△ 3,373

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

	令和5年度		令和6年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農業	615	0.7	384	0.4	△ 231
林業	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—
製造業	12,233	14.6	10,333	12.8	△ 1,899
鉱業	—	—	460	0.5	460
建設業	551	0.6	294	0.3	△ 257
電気・ガス・熱供給・水道業	6,520	7.7	5,680	7.0	△ 840
運輸・通信業	1,433	1.7	858	1.0	△ 574
卸売・小売・飲食業	6,307	7.5	7,686	9.5	1,378
金融・保険業	33,360	39.8	32,200	40.0	△ 1,160
不動産業	3,708	4.4	4,187	5.2	479
サービス業	16,917	20.1	16,307	20.2	△ 609
地方公共団体・過半出資非営利法人	2,117	2.5	1,998	2.4	△ 119
その他	0	0.0	—	—	0
合計	83,765	100.0	80,392	100.0	△ 3,373

資料編

単体

貸出金等に関する指標

主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
農業	615	484	△ 131
穀作	30	30	—
野菜・園芸	97	63	△ 33
果樹・樹園農業	100	6	△ 93
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	186	162	△ 24
養鶏・養卵	150	84	△ 66
養蚕	—	—	—
その他農業	51	138	87
農業関連団体等	8,433	7,297	△ 1,136
合計	9,048	7,781	△ 1,267

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、P.41 貸出金の業種別残高の「農業」は農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には JA や全農とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

A. 貸出金

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	9,028	7,767	△ 1,261
農業制度資金	20	14	△ 6
農業近代化資金	18	14	△ 4
その他制度資金	2	—	△ 2
合計	9,048	7,781	△ 1,267

(注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

B. 受託貸付金

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
日本政策金融公庫資金	5,779	5,512	△ 267
合計	5,779	5,512	△ 267

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）に係る資金をいいます。

農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
危険債権	令和5年度	860	136	291	433	860
	令和6年度	406	9	274	122	406
要管理債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—
		令和6年度	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和5年度	—	—	—	—
		令和6年度	—	—	—	—
計	令和5年度	860	136	291	433	860
	令和6年度	406	9	274	122	406
正常債権	令和5年度	83,785				
	令和6年度	80,850				
合計	令和5年度	84,645				
	令和6年度	81,257				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものをいいます。

3. 要管理債権

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分されるものをいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	233	168	—	233	168	168	146	—	168	146
個別貸倒引当金	541	433	—	541	433	433	122	91	341	122
合計	774	601	—	774	601	601	268	91	509	268

(注) 一般貸倒引当金・個別貸倒引当金は洗替方式としています。

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	—	91
合計	—	91

(注) 貸出金償却額は、貸倒引当金相殺前の金額を表示しています。

有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度	増 減
国債	117,460	138,405	20,945
社債	40,525	64,111	23,586
株式	523	518	△ 5
外国証券	130,089	117,799	△ 12,289
その他	326,600	293,480	△ 33,120
合計	615,199	614,315	△ 883

(注) 社債には、金融債を含めています。

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

令和5年度(期末残高)	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	—	5,427	—	—	106,278	—	111,706
社債	799	7,953	14,876	3,420	2,043	17,493	959	47,546
株式	—	—	—	—	—	—	1,794	1,794
外国証券	2,991	13,771	36,812	9,245	71,200	4,217	—	138,239
その他	5,268	25,566	89,039	58,218	37,778	17,040	113,217	346,128
合計	9,059	47,291	146,155	70,883	111,022	145,030	115,971	645,415
令和6年度(期末残高)	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	—	3,997	5,211	—	13,831	137,012	—	160,052
社債	5,279	19,711	28,318	1,777	6,743	13,891	950	76,672
株式	—	—	—	—	—	—	1,488	1,488
外国証券	3,911	11,559	31,961	10,728	69,457	—	—	127,618
その他	2,589	42,377	90,810	36,220	29,683	6,880	88,594	297,155
合計	11,779	77,646	156,300	48,727	119,716	157,783	91,033	662,987

有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

[1] 売買目的有価証券
該当する取引はありません。

[2] 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

		令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	13,590	13,662	72	—	—	—
	社債	411	411	0	—	—	—
	外国証券	1,000	1,005	5	—	—	—
	計	15,001	15,080	78	—	—	—
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	13,856	13,701	△ 154	53,367	49,314	△ 4,052
	社債	3,990	3,968	△ 22	7,112	6,712	△ 400
	外国証券	—	—	—	1,399	1,310	△ 89
	計	17,846	17,669	△ 177	61,879	57,336	△ 4,542
合計		32,848	32,750	△ 98	61,879	57,336	△ 4,542

[3] その他有価証券 (単位：百万円)

		令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	1,780	505	1,275	1,396	404	992
	債券	160,695	146,014	14,680	108,547	100,249	8,297
	国債	31,086	29,909	1,176	10,171	9,955	216
	社債	1,702	1,699	2	709	707	2
	外国証券	127,906	114,404	13,501	97,665	89,587	8,078
	その他	128,913	69,144	59,769	103,528	65,253	38,275
	計	291,389	215,663	75,725	213,472	165,907	47,564
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	14	15	△ 0	91	100	△ 8
	債券	103,947	107,923	△ 3,976	193,917	205,323	△ 11,406
	国債	53,172	55,873	△ 2,700	96,513	104,620	△ 8,106
	社債	41,442	42,653	△ 1,210	68,849	71,664	△ 2,814
	外国証券	9,332	9,397	△ 64	28,553	29,039	△ 485
	その他	217,215	253,858	△ 36,643	193,626	221,078	△ 27,452
	計	321,177	361,798	△ 40,620	387,635	426,502	△ 38,867
合計		612,567	577,462	35,104	601,108	592,410	8,697

資料編

単体

有価証券の時価情報等

金銭の信託の時価情報

[1] 運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

[2] 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

[3] その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	貸借 対照表 計上額	取得原価	差 額	うち 貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち 貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	貸借 対照表 計上額	取得原価	差 額	うち 貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち 貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	35,091	34,260	830	1,297	△ 467	42,187	41,020	1,167	1,670	△ 503

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

[1] 金利関連取引

該当する取引はありません。

[2] 通貨関連取引

(単位：百万円)

			令和5年度			令和6年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	通貨先物	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	為替予約	売建	26,233	25,281	△ 951	20,134	20,248	113
		買建	—	—	—	—	—	—
	為替オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
	合計		26,233	25,281	△ 951	20,134	20,248	113

(注) 上記取引はヘッジ会計が適用されています。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

[3] 株式関連取引

該当する取引はありません。

[4] 債券関連取引

該当する取引はありません。

経営諸指標

利益率

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度	増 減
総資産経常利益率	0.15	0.18	0.03
純資産経常利益率	2.79	3.21	0.42
総資産当期純利益率	0.14	0.16	0.02
純資産当期純利益率	2.66	2.90	0.24

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

(単位：%)

		令和5年度	令和6年度	増 減
貯貸率	期末	3.6	3.7	0.0
	期中平均	3.5	3.5	△ 0.0
貯証率	期末	28.4	30.6	2.2
	期中平均	26.3	27.3	1.0

(注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

自己資本の充実の状況（単体）

自己資本の状況

自己資本比率の算出に当たっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

なお、当会の自己資本は、会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	広島県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	400 億円（前年度 401 億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	広島県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	401 億円（前年度 401 億円）

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	139,771	140,804
うち、出資金及び資本準備金の額	80,200	80,198
うち、再評価積立金の額	1	1
うち、利益剰余金の額	62,102	63,612
うち、外部流出予定額 (△)	2,532	3,007
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,475	4,453
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	4,475	4,453
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	144,247	145,258
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	24	16
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	24	16
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	24	16
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	144,222	145,241

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	902,239	915,029
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		127,275
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,029	13,152
信用リスク・アセット調整額	—	
資本フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額（二）	907,269	1,055,457
自己資本比率		
自己資本比率（(ハ) / (二)）	15.89%	13.76%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出に当たっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額に当たっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,618	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	113,369	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	103,210	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	58	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	5,842	1,168	46
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,140	114	4
我が国の政府関係機関向け	15,918	1,591	63
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,595,037	319,007	12,760
法人等向け	94,526	52,438	2,097
中小企業等向け及び個人向け	6	5	0
抵当権付住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	306	306	12
三月以上延滞等	91	—	—
取立未済手形	133	26	1
信用保証協会等による保証付	189	18	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
出資等	3,246	3,244	129
(うち出資等のエクスポージャー)	3,246	3,244	129
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
上記以外	143,070	354,432	14,177
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	3,506	8,766	350
(うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	135,961	339,904	13,596
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	1,445	3,613	144
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,157	2,149	85
証券化	—	—	—
(うち STC 要件適用分)	—	—	—
(うち非 STC 要件適用分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	362,196	169,806	6,792
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)		—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	2,439,964	902,160	36,086
CVA リスク相当額÷8%		78	3
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	2,439,964	902,239	36,089

(単位：百万円)

オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	令和5年度	
	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	5,029	201

(単位：百万円)

所要自己資本額	令和5年度	
	リスク・アセット等(分母) 計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	907,269	36,290

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当会では基礎的手法を採用しています。
 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{[\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%] \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項 目	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,438	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	168,133	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	92,287	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	47	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	5,865	1,173	46
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,136	113	4
我が国の政府関係機関向け	15,048	1,504	60
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,456,947	294,382	11,775
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	6,502	2,350	94
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	112,793	58,727	2,349
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,116	1,746	69
（うちトランザクター向け）	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	406	418	16
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
取立未済手形	1	0	0
信用保証協会等による保証付	141	12	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	3,231	3,231	129
上記以外	152,540	376,288	15,051
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	3,005	7,514	300
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	143,792	359,480	14,379
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	1,365	3,413	136
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	3,005	4,508	180
（うち上記以外のエクスポージャー）	1,371	1,371	54
証券化	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	343,839	177,273	7,090
（うちルクスルー方式）	343,839	177,273	7,090
（うちマンドート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—

(単位：百万円)

項 目	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を運用するエクスポージャー計	2,356,976	914,871	36,594
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	—	158	6
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	2,356,976	915,029	36,601

(単位：百万円)

マーケット・リスクに 対する所要自己資本の額 〈標準的方式〉	令和6年度	
	マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	127,275	5,091

(単位：百万円)

オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	令和6年度	
	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	13,152	526

(単位：百万円)

所要自己資本額	令和6年度	
	リスク・アセット等(分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	1,055,457	42,218

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	13,152
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	526
B I	8,768
B I C	1,052

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

当会では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。
また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

[1] リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

- 【適格格付機関】・株式会社格付投資情報センター (R&I)
・株式会社日本格付研究所 (JCR)
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
・S & P グローバル・レーティング (S&P)
・フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

[2] リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことをいいます。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）の期末残高および主な種類別の内訳

A. 地域別

(単位：百万円)

	令和5年度				令和6年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
国内	1,959,190	94,124	162,161	—	1,913,721	118,424	247,718	—
国外	118,577	—	118,577	—	111,698	—	111,698	—
合計	2,077,768	94,124	280,739	—	2,025,420	118,424	359,417	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち、相対で行われる取引をいいます。

B. 業種別

(単位：百万円)

	令和5年度				令和6年度			
	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
法人								
農業	958	958	—	—	708	708	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	23,387	8,447	14,904	—	42,069	8,280	33,770	—
鉱業	—	—	—	—	460	460	—	—
建設・不動産業	2,582	2,378	203	—	2,307	2,105	202	—
電気・ガス・ 熱供給・水道業	8,600	5,772	2,727	—	10,006	5,681	4,224	—
運輸・通信業	4,256	933	3,147	—	8,489	859	7,455	—
金融・保険業	1,763,034	49,728	29,488	—	1,734,906	74,215	131,623	—
卸売・小売・飲食・ サービス業	32,392	25,134	6,615	—	40,113	25,564	13,906	—
日本国政府・ 地方公共団体	113,799	429	113,369	—	168,556	423	168,133	—
上記以外	110,482	200	110,282	—	100	0	100	—
個人	140	140	—	—	126	126	—	—
その他	18,134	—	—	—	17,574	—	—	—
合計	2,077,768	94,124	280,739	—	2,025,420	118,424	359,417	—

C. 残存期間別

(単位：百万円)

	令和5年度				令和6年度			
	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
1年以下	1,593,547	22,459	3,802	—	1,466,039	56,558	8,202	—
1年超3年以下	38,826	19,544	19,282	—	42,174	9,856	32,317	—
3年超5年以下	61,341	13,148	48,192	—	76,543	18,171	58,372	—
5年超7年以下	17,288	7,722	9,566	—	16,596	4,475	12,121	—
7年超10年以下	71,794	3,393	68,401	—	92,330	5,452	86,877	—
10年超	158,239	27,746	130,492	—	184,424	23,899	160,525	—
期限の定めのないもの	136,729	110	1,000	—	147,310	10	1,000	—
合計	2,077,768	94,124	280,739	—	2,025,420	118,424	359,417	—

(2) 延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
	三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
法人		
農業	91	49
林業	—	—
水産業	—	—
製造業	—	—
鉱業	—	—
建設・不動産業	—	308
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
運輸・通信業	—	—
金融・保険業	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	—	38
日本国政府・地方公共団体	—	—
上記以外	—	—
個人	—	9
その他	—	—
合計	91	406

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(3) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	233	168	—	233	168	168	146	—	168	146
個別貸倒引当金	541	433	—	541	433	433	122	91	341	122
法人										
農業	1	11	—	1	11	11	42	—	11	42
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	342	339	—	342	339	339	—	91	247	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設・不動産業	35	34	—	35	34	34	33	—	34	33
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	153	39	—	153	39	39	38	—	39	38
日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	8	7	—	8	7	7	7	—	7	7
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別計	541	433	—	541	433	433	122	91	341	122
合計	774	601	—	774	601	601	268	91	509	268

(注) 1. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

2. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、業種別（法人・個人）は個別貸倒引当金のみ記載しています。

(4) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
法人		
農業	—	—
林業	—	—
水産業	—	—
製造業	—	91
鉱業	—	—
建設・不動産業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
運輸・通信業	—	—
金融・保険業	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
日本国政府・地方公共団体	—	—
上記以外	—	—
個人	—	—
合計	—	91

(注) 貸出金償却額は、貸倒引当金相殺前の金額を表示しています。

(5) 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	令和6年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	2,438	—	2,438	—	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	168,133	—	168,133	—	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	92,287	—	92,287	—	0	0
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	47	—	47	—	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	5,865	—	5,865	—	1,173	20
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	1,136	—	1,136	—	113	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	15,048	—	15,048	—	1,504	10
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	1,416,893	40,054	1,416,893	40,054	294,382	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	6,502	—	6,502	—	2,350	36
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	112,778	15	110,384	15	58,727	53
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	1,357	767	1,310	758	1,746	84
（うちトランザクター向け）	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20～150	—	—	—	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	275	29	274	9	418	148
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	1	—	1	—	0	0
信用保証協会等による保証付	0～10	141	—	129	—	12	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	3,231	—	3,231	—	3,231	100
上記以外	100～1250	152,540	0	152,540	0	376,288	247
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもに 係るエクスポージャー）	250～400	3,005	—	3,005	—	7,514	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	143,792	—	143,792	—	359,480	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	1,365	—	1,365	—	3,413	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	3,005	—	3,005	—	4,508	150
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	1,371	0	1,371	0	1,371	100

(単位：百万円)

項 目	令和6年度						
	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用 対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用さ れるエクスポージャー	—	339,635	10,509	339,635	4,203	177,273	52
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に 係るエクスポージャーに係る経過措置 によりリスク・アセットの額に算入され なかったものの額（△）	—					—	
合計（信用リスク・アセットの額）	—					914,871	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

(6) ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度						
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)						
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	168,133	—	—	—	—	—	168,133
外国の中央政府及び中央銀行向け	92,287	—	—	—	—	—	92,287
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—

	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	47	—	—	—	—	—	—	47
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	5,865	—	—	—	—	5,865
地方公共団体金融機構向け	—	1,136	—	—	—	—	—	1,136
我が国の政府関係機関向け	—	15,048	—	—	—	—	—	15,048
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—

	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—

	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,431,023	23,922	—	2,001	—	—	—	0	1,456,947
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	4,501	—	2,001	—	—	—	—	6,502

	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	10,090	79,693	9,441	—	—	9,360	—	—	1,813	110,400
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	3,231	—	—	3,231

	45%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	68	17	1,983	2,069
(うちトランザクター向け)	—	—	—	—	—

	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—
うち事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

項 目	令和6年度		
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）		
	60%	その他	合計
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—	—	—

	100%	150%	その他	合計
不動産関連向け うちADC向け	—	—	—	—

	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	7	—	276	—	284
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—

	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	2,438	—	—	—	—	2,438
取立未済手形	—	—	1	—	—	1
信用保証協会等による保証付	—	129	—	—	—	129
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(7) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位: 百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減 効果勘案後残高	0%	—	221,949	221,949
	2%	—	—	—
	4%	—	—	—
	10%	—	17,238	17,238
	20%	13,212	1,601,413	1,614,625
	35%	—	—	—
	50%	42,977	91	43,069
	75%	—	6	6
	100%	5,240	22,504	27,744
	150%	—	—	—
	250%	—	140,913	140,913
	その他	12,220	—	12,220
	1250%	—	—	—
合計		73,649	2,004,118	2,077,768

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャー等リスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(8) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位: 百万円、%)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40% 未満	1,711,941	40,054	100	1,751,949
40%～70%	81,694	27	100	81,702
75%	9,441	68	100	9,510
80%	—	—	—	—
85%	1,289	686	100	1,971
90%～100%	11,752	25	67	9,377
105%～130%	—	—	—	—
150%	274	1	100	276
250%	3,231	—	—	3,231
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	10	2	100	2
合計	1,819,636	40,866	100	1,858,021

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

信用リスク削減手法に関する事項

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用する等、信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

○適格金融資産担保

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

○保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

○貸出金と自会貯金の相殺

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

○担保に関する評価および管理方法

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	276	400	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	276	400	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産等）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	412	1,400	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	10	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	422	1,400	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産等）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

[1] 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

（単位：百万円）

令和5年度	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	262	—	—	—	262
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	262	—	—	—	262
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（△）		—				—
合計	—	262	—	—	—	262

（単位：百万円）

令和6年度	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	326	528	—	—	—	528
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	326	528	—	—	—	528
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（△）		—				—
合計	326	528	—	—	—	528

- （注）1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし、0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞、破産等）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

[2] 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ
該当する取引はありません。

[3] 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ
該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

CVAリスクに関する事項

■CVAリスク相当額の算出に使用する手法

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に派生商品取引が対象となります。

■CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引に当たっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

マーケット・リスクに関する事項

■リスク管理の方針および手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフ・バランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりマーケット・リスクを管理しています。

①リスクの特定、評価、管理および削減に係る方法ならびにヘッジの有効性に係る監視の方法

当会では、マーケット・リスクの計測について、標準的方式を採用し、企画管理部署が計測しています。

また、取引執行部署（フロント）と事務管理部署（バック）を分離したうえで、リスク管理統括部署（ミドル）を設置することで、相互けん制が可能な体制を整備しています。

なお、リスク削減に係る方法およびヘッジの有効性に係る監視の方法については、注記表の「1. 重要な会計方針に関する事項（9）ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

②報告および計測に係るシステムの範囲ならびにその内容

リスク管理統括部署は、マーケット・リスクの計測対象となる外国為替リスクに係る取引の評価損益やVaR等のリスク量のモニタリングを実施するとともに、モニタリング結果をリスク管理委員会等に報告しています。

オペレーショナル・リスクに関する事項

■リスク管理の方針および手続等の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること、または外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、リスクマネジメントの基本方針において、金融業務を行ううえで晒されている諸リスクのうち、収益発生を意図し主体的に取るリスク（市場リスク、信用リスク、流動性リスク）以外の受動的に発生する各種リスクをオペレーショナル・リスクとして位置付け、適切な管理を行うこととしています。

具体的には、オペレーショナル・リスクを、事務リスク、法務リスク、システムリスク等、リスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスクと、風評リスク、業務継続リスク等、リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスクに大別し管理しています。上記リスクに対しては、手続等の制定による業務プロセスの確立と内部監査等を通じた態勢整備により、発生の未然防止に努めるとともに、業務継続計画の策定と訓練を通じた態勢整備、コンプライアンス態勢の適切な運営および外部専門家との連携等により、発生後の影響の抑制に努めています。

■BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILD（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILD、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

■ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	1,794	1,794	1,488	1,488
非上場	116,830	116,830	127,517	127,517
合計	118,624	118,624	129,005	129,005

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	3	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,275	0	992	8

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	362,196	343,839
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針および手続の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により損失を被るリスクのことです。当会におけるリスク管理方針および手続については以下のとおりです。

①リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

②リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと自己資本に対するIRBBの比率の管理、ALM委員会のもと収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

③金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRBBを計測しています。

④ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当会は、金利スワップ等のヘッジ取引は行っていないが、金利リスクを削減するため、ヘッジ取引を活用する体制を整えています。

■金利リスクの算定方法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションに係る基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

①流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.00年です。

②流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

④固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

⑤複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

⑥スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。

なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

⑦内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVE の前事業年度末からの変動要因は、主に受益証券の減少等によるものです。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

（単位：百万円）

	金利リスク			
	Δ EVE		Δ NII	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
上方パラレルシフト	52,483	50,735	3,509	4,210
下方パラレルシフト	54	8	38	34
スティープ化	40,949	40,063		
フラット化				
短期金利上昇				
短期金利低下				
最大値	52,483	50,735	3,509	4,210
	令和5年度		令和6年度	
自己資本の額	144,222		145,241	

※ Δ EVE とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

※ Δ NII とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

※上方パラレルシフトとは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

※下方パラレルシフトとは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

※スティープ化とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

■ Δ EVE および Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明

統合的リスク管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

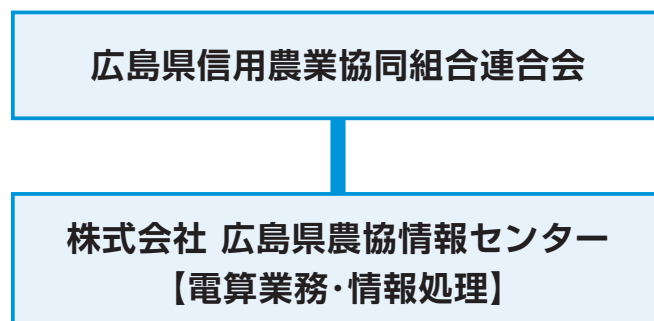
②金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NII と大きく異なる点）

当会では、過去の市場データに基づき、現在保有している資産を、将来のある一定期間保有（保有期間）し続けた場合に、ある一定の確率（信頼区間）の範囲内で被る可能性のある予想最大損失額をリスク量として、自己資本との対比により、自己資本充実度の評価やリスク管理に活用しています。

- ・有価証券
分散共分散法による VaR（信頼区間 99%、保有期間 63 日等）
- ・貸出金・預け金等
分散共分散法による VaR（信頼区間 99%、保有期間 252 日）

連結情報

グループの事業系統図



株式会社 広島県農協情報センターの概要

所在地	広島県東広島市三永二丁目4番19号
TEL	082-420-6000
設立	1988年(昭和63年)12月9日
資本金	50百万円
事業内容	情報処理システムの研究・開発の受託ならびに 情報処理の受託
当会の 議決権比率	100%
当会および他の 子会社等の 議決権比率	100%



資料編

連結

連結情報

連結決算の状況

農協情報センターの令和6年度決算は、経常利益 23 百万円、当期利益 21 百万円を計上しました。当会の連結対象はこの農協情報センターのみで、連結決算では、経常利益 4,494 百万円、当期剰余金 4,062 百万円となります。また、連結自己資本比率は 13.82%となり、連結グループ全体としても健全な経営状況を維持しています。

(単位：百万円)		
	連結グループ	単体
経常利益	4,494	4,472
当期剰余金	4,062	4,042
自己資本比率	13.82%	13.76%

連結貸借対照表

(単位：百万円)

	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
【資産の部】		
現金	1,619	2,438
預け金	1,567,004	1,400,353
金銭の信託	35,091	42,187
有価証券	645,415	662,987
貸出金	83,765	80,392
その他資産	3,776	3,737
有形固定資産	1,543	1,461
建物	1,134	1,056
土地	366	366
その他の有形固定資産	42	38
無形固定資産	564	646
ソフトウェア	409	523
その他の無形固定資産	154	122
外部出資	116,780	127,467
債務保証見返	855	828
貸倒引当金	△ 601	△ 268
外部出資等損失引当金	△ 2	—
資産の部合計	2,455,812	2,322,231

	令和5年度 (令和6年3月31日現在)	令和6年度 (令和7年3月31日現在)
【負債の部】		
貯金	2,269,718	2,164,855
借入金	5,700	—
代理業務勘定	0	6
その他負債	2,641	2,446
諸引当金	4,543	4,547
退職給付に係る負債	1,115	1,098
繰延税金負債	7,121	405
債務保証	855	828
負債の部合計	2,291,696	2,174,187
【純資産の部】		
出資金	80,200	80,198
利益剰余金	63,506	65,036
会員資本合計	143,706	145,234
その他有価証券評価差額金	25,995	7,066
繰延ヘッジ損益	△ 5,586	△ 4,256
評価・換算差額等合計	20,409	2,809
純資産の部合計	164,115	148,044
負債及び純資産の部合計	2,455,812	2,322,231

連結損益計算書

(単位：百万円)

	令和5年度 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)	令和6年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
経常収益	27,895	36,032
資金運用収益	15,965	15,067
貸出金利息	1,118	438
預け金利息	33	1,022
有価証券利息配当金	7,855	5,804
コールローン等利息	—	49
その他受入利息	6,928	7,752
(うち受取奨励金)	(6,792)	(7,752)
(うち特別配当金)	(135)	(0)
役務取引等収益	1,601	1,604
その他事業収益	5,880	4,071
その他経常収益	4,448	15,288
経常費用	24,083	31,538
資金調達費用	12,995	13,513
貯金利息	46	628
債券貸借取引支払利息	0	0
その他支払利息	12,948	12,884
(うち支払奨励金)	(12,942)	(12,878)
役務取引等費用	135	175
その他事業費用	7,287	14,103
経費	3,663	3,741
その他経常費用	0	4
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(0)
経常利益	3,811	4,494
特別利益	0	—
その他の特別利益	0	—
特別損失	2	1
固定資産処分損	2	1
税金等調整前当期利益	3,809	4,493
法人税、住民税及び事業税	173	456
法人税等調整額	20	△ 25
法人税等合計	194	431
当期利益	3,614	4,062
当期剰余金	3,614	4,062

連結剰余金計算書

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	62,418	63,506
2 利益剰余金増加高	3,614	4,062
当期剰余金	3,614	4,062
3 利益剰余金減少高	2,526	2,532
配当金	2,526	2,532
4 利益剰余金期末残高	63,506	65,036

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	令和5年度 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)	令和6年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	3,809	4,493
減価償却費	248	258
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 173	△ 333
外部出資等損失引当金の増加額 (△は減少)	—	△ 2
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△ 53	△ 16
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	△ 67	3
資金運用収益	△ 15,965	△ 15,067
資金調達費用	12,995	13,513
有価証券関係利益 (△は益)	△ 2,124	△ 7,752
金銭の信託の運用損益 (△は益)	△ 517	△ 659
固定資産処分損益 (△は益)	2	1
貸出金の純増 (△) 減	2,705	3,372
預け金の純増 (△) 減	145,000	300,000
貯金の純増減 (△)	△ 103,134	△ 104,862
借入金の純増減 (△)	△ 12,900	△ 5,700
資金運用による収入	15,994	15,227
資金調達による支出	△ 13,002	△ 12,987
事業分支配当金の支払額	△ 1,925	△ 1,930
その他	△ 3,070	1,478
小 計	27,822	189,035
法人税等の支払額	△ 171	△ 359
事業活動によるキャッシュ・フロー	27,650	188,676
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 105,868	△ 170,847
有価証券の売却による収入	105,072	129,163
有価証券の償還による収入	6,835	5,457
金銭の信託の増加による支出	△ 7,700	△ 9,759
金銭の信託の減少による収入	500	3,027
固定資産の取得による支出	△ 288	△ 259
固定資産の売却による収入	0	1
外部出資による支出	△ 1	△ 10,689
外部出資の減少による収入	1	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,448	△ 53,904
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の減少による支出	—	△ 1
出資配当金の支払額	△ 601	△ 601
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 601	△ 602
4 現金及び現金同等物の増加額	25,600	134,168
5 現金及び現金同等物の期首残高	62,994	88,594
6 現金及び現金同等物の期末残高	88,594	222,763

連結注記表

令和5年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結される子会社および子法人等
（株）広島県農協情報センター 1社
 - ② 非連結の子会社および子法人等 0社
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の対象はありません。
- (3) 連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項
連結される子会社および子法人等の決算日は、3月末日です。
- (4) のれんの償却方法および償却期間に関する事項
連結子会社1社の株式は設立当初より保有していることから、のれんの計上はありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。

2. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
・満期保有目的の債券……………移動平均法による償却原価法（定額法）
・その他有価証券……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建 物 6年～50年
その他 2年～18年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会ならびに連結される子会社における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の評価および償却・引当の計上基準」に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権と同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価格から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間または累積期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2百万円です。

② 相互援助積立金

相互援助積立金は、JAバンクの信用秩序の維持を目的とした支払に

令和6年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結される子会社および子法人等
（株）広島県農協情報センター 1社
 - ② 非連結の子会社および子法人等 0社
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法適用の対象はありません。
- (3) 連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項
連結される子会社および子法人等の決算日は、3月末日です。
- (4) のれんの償却方法および償却期間に関する事項
連結子会社1社の株式は設立当初より保有していることから、のれんの計上はありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。

2. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
・満期保有目的の債券……………移動平均法による償却原価法（定額法）
・その他有価証券……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建 物 6年～50年
その他 2年～18年
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会ならびに連結される子会社における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 外貨建資産は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (8) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の評価および償却・引当の計上基準」に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権と同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価格から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間または累積期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は93百万円です。

② 相互援助積立金

相互援助積立金は、JAバンクの信用秩序の維持を目的とした支払に

備えるため、「広島県JAバンク支援制度要領」等に基づき所要額を計上しています。

- ③ 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しています。
- ⑤ 外部出資等損失引当金
外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。
- ⑥ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当連結会計年度末における将来負担見込額を計上しています。
- (9) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- (10) ヘッジ会計の方法
ヘッジ方針に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。
- ① 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建債券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建債券の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建債券の為替変動リスクがヘッジ手段によって減殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することによりヘッジの有効性を評価しています。
- (11) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産等に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しています。

3. 会計上の見積りに関する事項

- (1) 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- ① 貸倒引当金
- a 当連結会計年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 601百万円
- b 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (a) 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「2. 重要な会計方針に関する事項」 「(8)引当金の計上方法」 「①貸倒引当金」に記載しています。
- (b) 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
- (c) 翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- ② 金融商品の時価
- a 当連結会計年度に係る計算書類に計上した額
「5. 金融商品に関する事項」 「(2)金融商品の時価等に関する事項」 「①金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等」に記載しています。
- b 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (a) 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「5. 金融商品に関する事項」 「(2)金融商品の時価等に関する事項」 「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。
- (b) 主要な仮定
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用しています。
- (c) 翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は3,378百万円、圧縮記帳額は8百万円です。
- (2) 担保に供している資産は次のとおりです。

備えるため、「広島県JAバンク支援制度要領」等に基づき所要額を計上しています。

- ③ 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しています。
- ⑤ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当連結会計年度末における将来負担見込額を計上しています。
- (9) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- (10) ヘッジ会計の方法
ヘッジ方針に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。
- ① 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建債券から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建債券の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建債券の為替変動リスクがヘッジ手段によって減殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することによりヘッジの有効性を評価しています。
- (11) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産等に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しています。

3. 会計上の見積りに関する事項

- (1) 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- ① 貸倒引当金
- a 当連結会計年度に係る計算書類に計上した額
貸倒引当金 268百万円
- b 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (a) 算出方法
貸倒引当金の算出方法は、「2. 重要な会計方針に関する事項」 「(8)引当金の計上方法」 「①貸倒引当金」に記載しています。
- (b) 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
- (c) 翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- ② 金融商品の時価
- a 当連結会計年度に係る計算書類に計上した額
「5. 金融商品に関する事項」 「(2)金融商品の時価等に関する事項」 「①金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等」に記載しています。
- b 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- (a) 算出方法
金融商品の時価の算出方法は、「5. 金融商品に関する事項」 「(2)金融商品の時価等に関する事項」 「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。
- (b) 主要な仮定
主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用しています。
- (c) 翌連結会計年度に係る計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は3,387百万円、圧縮記帳額は8百万円です。
- (2) 担保に供している資産は次のとおりです。

- 為替決済、県収納代理金融機関事務取扱等に係る保証金として、預け金等120,025百万円を差し入れています。
- (3) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券はありません。
- (4) 当会の理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
- (5) 当会の理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
- (6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	一百万円
危険債権額	860 //
三月以上延滞債権額	- //
貸出条件緩和債権額	- //
合計額	860 //

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (7) 当座貸越契約および貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、30,417百万円です。
- (8) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金21,858百万円が含まれています。

5. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、広島県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付を行うほか、当会へ預け入れています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体等に貸付を行っています。

また、農林中央金庫に預け入れるほか、国債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む。）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当連結会計年度末における貸出金のうち、39.82%は金融保険業に対するものであり、当該金融保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

金銭の信託は、指定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託等であり、その他目的で保有しています。

これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、満期保有目的、その他目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、リスク管理の一環で行っている為替予約取引があります。当会では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建債券に関わる為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応等与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほかリスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部において、

- 為替決済、県収納代理金融機関事務取扱に係る保証金として、預け金120,025百万円を差し入れています。
- (3) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、外国証券に合計13,745百万円含まれています。
- (4) 当会の理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
- (5) 当会の理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。
- (6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	一百万円
危険債権額	406 //
三月以上延滞債権額	- //
貸出条件緩和債権額	- //
合計額	406 //

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものです。

- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (7) 当座貸越契約および貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、40,479百万円です。
- (8) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金19,000百万円が含まれています。

5. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、広島県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付を行うほか、当会へ預け入れています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体等に貸付を行っています。

また、農林中央金庫に預け入れるほか、国債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む。）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当連結会計年度末における貸出金のうち、40.05%は金融保険業に対するものであり、当該金融保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

金銭の信託は、指定金外信託により運用しており、その構成資産は、投資信託等であり、その他目的で保有しています。

これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、満期保有目的、その他目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、リスク管理の一環で行っている為替予約取引があります。当会では、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建債券に関わる為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメントの基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応等与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、営業部のほかリスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部において、

信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、金利の変動リスクに関して、VaR等の活用によりリスク量を計測しているのに加え、金利に一定のストレスを与えた場合の損失額を管理し、余裕金運用会議等で報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用会議の方針に基づき、余裕金運用規程に従い行われています。

運用に当たっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

当会が保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等をモニタリングしています。

これらの情報はリスク統括部により、リスク管理委員会において定期的に報告されています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、ヘッジ方針に基づき実施しています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他の有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは、分散共分散法（保有期間3か月、信頼区間99%、観測期間3年）により算出しており、令和6年3月31日現在で、当会の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で、41,467百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	1,567,004	1,566,403	△ 601
金銭の信託			
その他の金銭の信託	35,091	35,091	－
有価証券			
満期保有目的の債券	32,848	32,750	△ 98
その他有価証券	612,567	612,567	－
貸出金	83,765		
貸倒引当金	△ 580		
貸倒引当金控除後	83,185	83,075	△ 109
資 産 計	2,330,697	2,329,887	△ 809
貯金	2,269,718	2,268,781	△ 937
借入金	5,700	5,696	△ 3
負 債 計	2,275,418	2,274,477	△ 940
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(951)	(951)	－
デリバティブ取引計	(951)	(951)	－

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しています。

信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、金利の変動リスクに関して、VaR等の活用によりリスク量を計測しているのに加え、金利に一定のストレスを与えた場合の損失額を管理し、余裕金運用会議等で報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用会議の方針に基づき、余裕金運用規程に従い行われています。

運用に当たっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

当会が保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等をモニタリングしています。

これらの情報はリスク統括部により、リスク管理委員会において定期的に報告されています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、ヘッジ方針に基づき実施しています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他の有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは、分散共分散法（保有期間3か月、信頼区間99%、観測期間3年）により算出しており、令和7年3月31日現在で、当会の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で、35,722百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	1,400,353	1,398,099	△ 2,254
金銭の信託			
その他の金銭の信託	42,187	42,187	－
有価証券			
満期保有目的の債券	61,879	57,336	△ 4,542
その他有価証券	601,108	601,108	－
貸出金	80,392		
貸倒引当金	△ 246		
貸倒引当金控除後	80,146	79,496	△ 649
資 産 計	2,185,675	2,178,228	△ 7,446
貯金	2,164,855	2,160,995	△ 3,860
負 債 計	2,164,855	2,160,995	△ 3,860
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	113	113	－
デリバティブ取引計	113	113	－

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下、「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、ありません。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引 (為替予約) であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

連結貸借対照表計上額	
外部出資	116,780百万円
合計	116,780 //

(注) 1. 外部出資は、市場において取引されていない株式や出資金等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 上記の連結貸借対照表計上額に対して、外部出資等損失引当金を2百万円計上しています。

- ④ 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,567,004	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	35,800
満期保有目的の債券 その他の有価証券のうち 満期があるもの	9,156	19,550	30,266	75,389	89,248	318,989
貸出金	13,494	14,293	7,243	5,068	7,254	36,315
合計	1,589,656	33,843	37,510	80,457	96,502	391,105

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越 (融資型を除く。) 2,700百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約貸出金21,858百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等92百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap。以下、「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しています。

c 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権、期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引 (為替予約) であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

連結貸借対照表計上額	
外部出資	127,467 百万円
合計	127,467 //

(注) 外部出資は、市場において取引されていない株式や出資金等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

- ④ 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,400,353	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	66,900
満期保有目的の債券 その他の有価証券のうち 満期があるもの	12,258	39,140	44,194	96,541	72,292	290,583
貸出金	19,219	8,371	5,792	7,354	8,165	31,487
合計	1,431,831	47,511	49,986	103,896	80,458	388,971

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越 (融資型を除く。) 2,413百万円については「1年以内」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等0百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,164,775	-	80	-	-	-
合計	2,164,775	-	80	-	-	-

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,269,718	-	-	-	-	-
借入金	5,700	-	-	-	-	-
合 計	2,275,418	-	-	-	-	-

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	13,590	13,662	72
	社債	411	411	0
	外国証券	1,000	1,005	5
小 計		15,001	15,080	78
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	13,856	13,701	△154
	社債	3,990	3,968	△22
	外国証券	—	—	—
小 計		17,846	17,669	△177
合 計		32,848	32,750	△98

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	1,780	505	1,275
	債券			
	国債	31,086	29,909	1,176
	社債	1,702	1,699	2
	外国証券	127,906	114,404	13,501
	その他	128,913	69,144	59,769
小 計	291,389	215,663	75,725	
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	14	15	△0
	債券			
	国債	53,172	55,873	△2,700
	社債	41,442	42,653	△1,210
	外国証券	9,332	9,397	△64
	その他	217,215	253,858	△36,643
小 計	321,177	361,798	△40,620	
合 計		612,567	577,462	35,104

(注) 上記差額合計から繰延税金負債9,710百万円を差し引いた金額25,394百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
債 券	82,331	4,297	6,299
その他	5,326	3,742	-
合 計	87,657	8,040	6,299

7. 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有区分別の内訳は、次のとおりです。

① その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結 貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	35,091	34,260	830	1,297	△467

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債229百万円を差し引いた金額600百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

6. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類		連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
小 計		—	—	—
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	53,367	49,314	△4,052
	社債	7,112	6,712	△400
	外国証券	1,399	1,310	△89
小 計		61,879	57,336	△4,542
合 計		61,879	57,336	△4,542

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式 債券	1,396	404	992
	国債	10,171	9,955	216
	社債	709	707	2
	外国証券	97,665	89,587	8,078
	その他	103,528	65,253	38,275
小 計		213,472	165,907	47,564
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式 債券	91	100	△8
	国債	96,513	104,620	△8,106
	社債	68,849	71,664	△2,814
	外国証券	28,553	29,039	△485
	その他	193,626	221,078	△27,452
小 計		387,635	426,502	△38,867
合 計		601,108	592,410	8,697

(注) 上記差額合計から繰延税金負債2,467百万円を差し引いた金額6,230百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	11	-	3
債 券	35,904	4,054	2,077
その他	19,475	14,367	-
合 計	55,392	18,421	2,080

7. 金銭の信託に関する事項

(1) 金銭の信託の保有区分別の内訳は、次のとおりです。

① その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結 貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	42,187	41,020	1,167	1,670	△503

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債331百万円を差し引いた金額836百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	1,168百万円
退職給付費用	67 //
退職給付の支払額	△121 //
期末における退職給付に係る負債	1,115 //

b 退職給付債務および連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,115百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,115 //
退職給付に係る負債	1,115 //
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,115 //

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	77百万円
----------------	-------

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して提出した特例業務負担金の額は、13百万円となっています。

また、存続組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、108百万円となっています。

9. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	100百万円
退職給付引当金超過額	308 //
相互援助積立金超過額	1,191 //
未払費用否認額	304 //
減価償却超過額	23 //
固定資産償却額	154 //
未払事業税	10 //
外部出資償却額	44 //
特例業務負担金引当金	30 //
繰延ヘッジ損益	2,136 //
その他	178 //
繰延税金資産小計	4,481 //
評価性引当額	△1,662 //
繰延税金資産合計(A)	2,819 //
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,939 //
資産除去債務	△0 //
繰延税金負債合計(B)	△9,940 //
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△7,121百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.68%
事業分量配当金	△14.01%
住民税均等割等	0.10%
評価性引当額の増減	△1.53%
その他	0.35%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.10%

8. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	1,115百万円
退職給付費用	74 //
退職給付の支払額	△91 //
期末における退職給付に係る負債	1,098 //

b 退職給付債務および連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

非積立型制度の退職給付債務	1,098百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,098 //
退職給付に係る負債	1,098百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,098 //

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	80百万円
----------------	-------

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して提出した特例業務負担金の額は、13百万円となっています。

また、存続組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、99百万円となっています。

9. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	10百万円
退職給付引当金超過額	310 //
相互援助積立金超過額	1,221 //
未払費用否認額	311 //
減価償却超過額	22 //
固定資産償却額	158 //
未払事業税	27 //
外部出資償却額	46 //
特例業務負担金引当金	27 //
繰延ヘッジ損益	1,685 //
その他	198 //
繰延税金資産小計	4,020 //
評価性引当額	△1,626 //
繰延税金資産合計(A)	2,394 //
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,798 //
資産除去債務	△0 //
繰延税金負債合計(B)	△2,799 //
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△405百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.17%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.68%
事業分量配当金	△14.81%
住民税均等割等	0.09%
評価性引当額の増減	△1.68%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.17%
その他	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.60%

(3) 税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の27.66%から28.37%となります。この税率変更により、当年度の繰延税金負債は20百万円増加、その他有価証券評価差額金は70百万円減少、繰延ヘッジ損益は42百万円増加し、法人税等調整額は7百万円減少しています。

最近 5 年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	24,784	22,421	22,699	27,895	36,032
経常利益	3,373	4,819	3,848	3,811	4,494
当期剰余金	3,009	4,543	3,592	3,614	4,062
純資産額	179,910	164,134	142,828	164,115	148,044
総資産額	2,673,038	2,631,664	2,543,618	2,455,812	2,322,231
連結自己資本比率	15.30	15.23	15.65	15.93	13.82

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

連結事業年度の農協法に基づく開示債権の状況

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—	—	—
危険債権額	860	406	△ 454
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
計	860	406	△ 454
正常債権額	83,784	80,850	△ 3,387
合計	84,644	81,257	△ 3,387

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものをいいます。

3. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

5. 正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1. から 4. までに掲げる債権以外のものに区分されるものをいいます。

事業の種類別情報

連結子会社の営む事業は、全事業に占める割合が僅少であるため事業の種類別情報は記載していません。

自己資本の充実の状況（連結）

連結の範囲に関する事項

連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。

自己資本の状況

当連結グループの自己資本は、会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	広島県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	400 億円（前年度 401 億円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	広島県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	401 億円（前年度 401 億円）

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	141,174	142,227
うち、出資金及び資本剰余金の額	80,200	80,198
うち、再評価積立金の額	1	1
うち、利益剰余金の額	63,505	65,035
うち、外部流出予定額(△)	2,532	3,007
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,475	4,453
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	4,475	4,453
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	145,649	146,680
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	408	462
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライツに係るもの以外の額	408	462
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	408	462
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	145,241	146,218

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	903,479	916,284
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		127,275
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,804	13,847
信用リスク・アセット調整額	—	
資本フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額(二)	911,283	1,057,406
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((八)/(二))	15.93%	13.82%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出に当たっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額に当たっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和5年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,619	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	113,369	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	103,210	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	58	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	5,842	1,168	46
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,140	114	4
我が国の政府関係機関向け	15,918	1,591	63
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	1,595,038	319,007	12,760
法人等向け	94,526	52,437	2,097
中小企業等向け及び個人向け	6	5	0
抵当権付住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	306	306	12
三月以上延滞等	91	—	—
取立未済手形	133	26	1
信用保証協会等による保証付	189	18	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
出資等	3,196	3,194	127
(うち出資等のエクスポージャー)	3,196	3,194	127
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
上記以外	144,140	355,722	14,228
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	3,506	8,766	350
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	135,961	339,904	13,596
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	1,592	3,980	159
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,080	3,072	122
証券化	—	—	—
(うち STC 要件適用分)	—	—	—
(うち非 STC 要件適用分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	362,196	169,806	6,792
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)		—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	2,440,985	903,400	36,136
CVA リスク相当額 ÷ 8%		78	3
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	2,440,985	903,479	36,139

(単位：百万円)

オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	令和5年度	
	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	7,804	312

(単位：百万円)

所要自己資本額	令和5年度	
	リスク・アセット等(分母) 計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	911,283	36,451

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当連結グループでは基礎的手法を採用しています。
 〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）〉

$$\frac{[\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%] \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

項 目	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,438	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	168,133	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	92,287	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	47	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	5,865	1,173	46
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,136	113	4
我が国の政府関係機関向け	15,048	1,504	60
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,456,948	294,382	11,775
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	6,502	2,350	94
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	112,793	58,727	2,349
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,116	1,746	69
（うちトランザクター向け）	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	406	418	16
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
取立未済手形	1	0	0
信用保証協会等による保証付	141	12	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	3,181	3,181	127
上記以外	153,579	377,592	15,103
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	3,005	7,514	300
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	143,792	359,480	14,379
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	1,541	3,854	154
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	3,005	4,508	180
（うち上記以外のエクスポージャー）	2,233	2,233	89
証券化	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	343,839	177,273	7,090
（うちルックスルー方式）	343,839	177,273	7,090
（うちマンドート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—

(単位：百万円)

項 目	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—
標準的手法を運用するエクスポージャー計	2,357,965	916,125	36,645
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	158	6
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	2,357,965	916,284	36,651

(単位：百万円)

マーケット・リスクに 対する所要自己資本の額 〈標準的方式〉	令和6年度	
	マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	127,275	5,091

(単位：百万円)

オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉	令和6年度	
	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	13,847	553

(単位：百万円)

所要自己資本額	令和6年度	
	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%
	1,057,406	42,296

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	13,487
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	539
B I	9,231
B I C	1,107

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産 (オフ・バランスを含む) のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3 か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産 (固定資産等) ・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社における信用リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P.8）をご参照ください。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）の期末残高および主な種類別の内訳

A. 地域別

(単位：百万円)

	令和5年度				令和6年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
国内	1,960,210	94,123	162,161	—	1,914,711	118,424	247,718	—
国外	118,577	—	118,577	—	111,698	—	111,698	—
合計	2,078,788	94,123	280,739	—	2,026,409	118,424	359,417	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことで、
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち、相対で行われる取引をいいます。

B. 業種別

(単位：百万円)

	令和5年度				令和6年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
法人								
農業	958	958	—	—	708	708	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	23,387	8,447	14,904	—	42,069	8,280	33,770	—
鉱業	—	—	—	—	460	460	—	—
建設・不動産業	2,582	2,378	203	—	2,307	2,105	202	—
電気・ガス・熱供給・水道業	8,600	5,772	2,727	—	10,006	5,681	4,224	—
運輸・通信業	4,206	933	3,147	—	8,439	859	7,455	—
金融・保険業	1,763,035	49,728	29,488	—	1,734,906	74,215	131,623	—
卸売・小売・飲食・サービス業	32,392	25,134	6,615	—	40,113	25,564	13,906	—
日本国政府・地方公共団体	113,799	429	113,369	—	168,556	423	168,133	—
上記以外	110,482	200	110,282	—	100	0	100	—
個人	140	140	—	—	126	126	—	—
その他	19,204	—	—	—	18,613	—	—	—
合計	2,078,788	94,123	280,739	—	2,026,409	118,424	359,417	—

C. 残存期間別

(単位：百万円)

	令和5年度				令和6年度			
	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ
1年以下	1,593,547	22,458	3,802	—	1,466,039	56,558	8,202	—
1年超3年以下	38,826	19,544	19,282	—	42,174	9,856	32,317	—
3年超5年以下	61,341	13,148	48,192	—	76,543	18,171	58,372	—
5年超7年以下	17,288	7,722	9,566	—	16,596	4,475	12,121	—
7年超10年以下	71,794	3,393	68,401	—	92,330	5,452	86,877	—
10年超	158,239	27,746	130,492	—	184,424	23,899	160,525	—
期限の定めのないもの	137,749	110	1,000	—	148,299	10	1,000	—
合計	2,078,788	94,123	280,739	—	2,026,409	118,424	359,417	—

(2) 延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
	三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
法人		
農業	91	49
林業	—	—
水産業	—	—
製造業	—	—
鉱業	—	—
建設・不動産業	—	308
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
運輸・通信業	—	—
金融・保険業	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	—	38
日本国政府・地方公共団体	—	—
上記以外	—	—
個人	—	9
その他	—	—
合計	91	406

- (注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(3) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	233	168	—	233	168	168	146	—	168	146
個別貸倒引当金	541	433	—	541	433	433	122	91	341	122
法人										
農業	1	11	—	1	11	11	42	—	11	42
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	342	339	—	342	339	339	—	91	247	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設・不動産業	35	34	—	35	34	34	33	—	34	33
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	153	39	—	153	39	39	38	—	39	38
日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	8	7	—	8	7	7	7	—	7	7
業種別計	541	433	—	541	433	433	122	91	341	122
合計	774	601	—	774	601	601	268	91	509	268

(注) 1. 当連結グループでは国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。
2. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、業種別（法人・個人）は個別貸倒引当金のみ記載しています。

(4) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
法人		
農業	—	—
林業	—	—
水産業	—	—
製造業	—	91
鉱業	—	—
建設・不動産業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
運輸・通信業	—	—
金融・保険業	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
日本国政府・地方公共団体	—	—
上記以外	—	—
個人	—	—
合計	—	91

(注) 貸出金償却額は、貸倒引当金相殺前の金額を表示しています。

(5) 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	令和6年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	2,438	—	2,438	—	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	168,133	—	168,133	—	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	92,287	—	92,287	—	0	0
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	47	—	47	—	0	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	5,865	—	5,865	—	1,173	20
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	1,136	—	1,136	—	113	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	15,048	—	15,048	—	1,504	10
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	1,416,893	40,054	1,416,893	40,054	294,382	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	6,502	—	6,502	—	2,350	36
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	112,778	15	110,384	15	58,727	53
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	1,357	767	1,310	758	1,746	84
（うちトランザクター向け）	45	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20～150	—	—	—	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150	275	29	274	9	418	147
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	1	—	1	—	0	20
信用保証協会等による保証付	0～10	141	—	129	—	12	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	3,181	—	3,181	—	3,181	100
上記以外	100～1250	153,579	0	153,579	0	377,592	247
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	3,005	—	3,005	—	7,514	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	143,792	—	143,792	—	359,480	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	1,541	—	1,541	—	3,854	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	3,005	—	3,005	—	4,508	150
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	2,233	0	2,233	0	2,233	100

(単位：百万円)

項 目	令和6年度						
	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用 対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用さ れるエクスポージャー	—	339,635	10,509	339,635	4,203	177,273	52
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に 係るエクスポージャーに係る経過措置 によりリスク・アセットの額に算入され なかったものの額（△）	—					—	
合計（信用リスク・アセットの額）	—					914,871	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

(6) ポートフォリオの区分ごとの CCF 適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度						
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)						
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	168,133	—	—	—	—	—	168,133
外国の中央政府及び中央銀行向け	92,287	—	—	—	—	—	92,287
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—

	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	47	—	—	—	—	—	—	47
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	5,865	—	—	—	—	5,865
地方公共団体金融機構向け	—	1,136	—	—	—	—	—	1,136
我が国の政府関係機関向け	—	15,048	—	—	—	—	—	15,048
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—

	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—

	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,431,024	23,922	—	2,001	—	—	—	0	1,456,948
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	4,501	—	2,001	—	—	—	—	6,502

	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	10,090	79,693	9,441	—	—	9,360	—	—	1,813	110,400
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	3,181	—	—	3,181

	45%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	68	17	1,983	2,069
(うちトランザクター向け)	—	—	—	—	—

	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—
うち事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

項 目	令和6年度		
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）		
	60%	その他	合計
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—	—	—

	100%	150%	その他	合計
不動産関連向け うちADC向け	—	—	—	—

	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	7	—	276	—	284
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—

	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	2,438	—	—	—	—	2,438
取立未済手形	—	—	1	—	—	1
信用保証協会等による保証付	—	129	—	—	—	129
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

(7) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減 効果勘案後残高	0%	—	221,949	221,949
	2%	—	—	—
	4%	—	—	—
	10%	—	17,238	17,238
	20%	13,212	1,601,414	1,614,627
	35%	—	—	—
	50%	42,977	91	43,069
	75%	—	6	6
	100%	5,240	23,376	28,616
	150%	—	—	—
	250%	—	141,060	141,060
	その他	12,220	—	12,220
1250%		—	—	—
合計		73,649	2,005,138	2,078,788

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャー等リスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(8) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円、%)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値（%）	資産の額及び 与信相当額の合計額 （CCF・信用リスク 削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,711,942	40,054	100	1,751,950
40%～70%	81,694	27	100	81,702
75%	9,441	68	100	9,510
80%	—	—	—	—
85%	1,289	686	100	1,971
90%～100%	11,702	25	67	9,327
105%～130%	—	—	—	—
150%	274	1	100	276
250%	3,231	—	—	3,231
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	10	2	100	2
合計	1,819,586	40,866	100	1,857,971

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っています。

信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続等については、単体に準じて管理しています。具体的内容は単体の開示内容（P.65）をご参照ください。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和5年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	276	400	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	276	400	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産等）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	412	1,400	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	10	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	422	1,400	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクに晒されている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産等）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で派生商品取引および長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P.8）をご参照ください。

[1] 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

（単位：百万円）

令和5年度	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	—	262	—	—	—	262
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	262	—	—	—	262
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（△）		—				—
合計	—	262	—	—	—	262

（単位：百万円）

令和6年度	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	326	528	—	—	—	528
(2) 金利関連取引	—	—	—	—	—	—
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	326	528	—	—	—	528
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（△）		—				—
合計	326	528	—	—	—	528

- （注）1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし、0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産等）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

[2] 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

[3] 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

CVAリスクに関する事項

当連結グループにおけるCVAリスクの管理方法や手続きについては、単体に準じた内容としています。単体におけるCVAリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容(P.68)をご参照ください。

マーケット・リスクに関する事項

当連結グループにおけるマーケット・リスクの管理方法や手続きについては、単体に準じた内容としています。単体におけるマーケット・リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容(P.68)をご参照ください。

オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続きについては、単体に準じた内容としています。単体におけるオペレーショナル・リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容(P.68)をご参照ください。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が親会社以外の出資等または株式等エクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーに係るリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容(P.8)をご参照ください。

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額および時価

(単位: 百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	1,794	1,794	1,488	1,488
非上場	116,780	116,780	127,467	127,467
合計	118,574	118,574	128,955	128,955

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは連結貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位: 百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	3	—

(3) 連結貸借対照表で認識され連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資等の評価損益等)

(単位: 百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,275	0	992	8

(4) 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	362,196	343,839
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクに係るリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容(P.69 .70)をご参照ください。

役員等の報酬体系

役員に関する事項

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振込の方法による現金支給のみであり、退職慰労金はその支給に関する総会決議後、所定の手続を経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	73	12

(注) 1. 対象役員は、経営管理委員8名、理事5名、監事6名です(期中に退任した者を含む。)

2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

①役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会において決定しています。

なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定に当たっては、各人の役職・責務等を勘案して決定しています。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、「役員退職慰労金規程」に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事会によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

対象職員等に関する事項

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員および当会の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、令和6年度に当会の常勤役員に支払った報酬等の平均額としています。

4. 令和6年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

その他の事項

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

財務諸表の適正性等に係る確認

確 認 書

- 1 私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度に係るディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- 2 当該確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年7月1日

広島県信用農業協同組合連合会

代表理事 理事長 長谷川 公作

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書および連結注記表を指しています。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づき作成していますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しています。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第 204 条関連）

1. 概況及び組織に関する事項	
(1) 業務の運営の組織	24
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	24
(3) 会計監査人の名称	24
(4) 事務所の名称及び所在地	24
(5) 特定信用事業代理業者に関する事項	24
2. 主要な業務の内容	19
3. 主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	11 ～ 12
(2) 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況	36
① 経常収益	
② 経常利益又は経常損失	
③ 当期剰余金又は当期損失金	
④ 出資金及び出資口数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 貯金等残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 剰余金の配当の金額	
⑫ 職員数	
(3) 直近の 2 事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	36 ～ 38
② 貯金に関する指標	39
③ 貸出金等に関する指標	40 ～ 44
④ 有価証券に関する指標	45
4. 業務の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	8
(2) 法令遵守の体制	4 ～ 7
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	14
(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	7
5. 直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	27 ～ 35
(2) 債権に係る額及びその合計額	43
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	
② 危険債権に該当する債権	
③ 三月以上延滞債権に該当する債権	
④ 貸出条件緩和債権に該当する債権	
(3) 元本補填契約のある信託に係る債権に関する事項	44
(4) 自己資本の充実の状況	49 ～ 70
(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	46 ～ 47
① 有価証券	
② 金銭の信託	
③ デリバティブ取引	
④ 金融等デリバティブ取引	
⑤ 有価証券関連店頭デリバティブ取引	
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	44
(7) 貸出金償却の額	44
(8) 会計監査人の監査	35

連結開示項目（農業協同組合法施行規則第 205 条関連）

1. 信連及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 信連及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	71
(2) 信連の子会社等に関する事項	71
① 名称	
② 主たる営業所又は事務所の所在地	
③ 資本金又は出資金	
④ 事業の内容	
⑤ 設立年月日	
⑥ 信連の子会社等への議決権割合	
⑦ 信連グループの子会社等への議決権割合	
2. 信連及び子会社等の主要な業務につき連結したもの	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	71
(2) 直近の 5 連結会計年度における主要な業務の状況	82
① 経常収益	
② 経常利益又は経常損失	
③ 当期利益又は当期損失	
④ 純資産額	
⑤ 総資産額	
⑥ 連結自己資本比率	
3. 信連及びその子会社等の直近の 2 連結会計年度における財産の状況	
(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	72 ～ 82
(2) 債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額	82
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	
② 危険債権に該当する債権	
③ 三月以上延滞債権に該当する債権	
④ 貸出条件緩和債権に該当する債権	
(3) 自己資本の充実の状況	83 ～ 101
(4) 事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額	82

その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第 207 条）

役員等の報酬体系	102
----------	-----

JAバンク広島のネットワーク

県内JA数	5JA
店舗数	192店舗

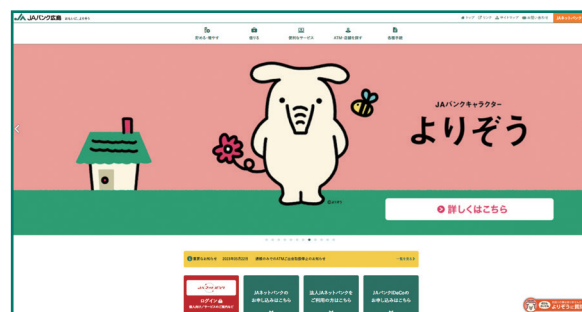
令和7年7月1日現在



様々な情報を満載！JAバンク広島の公式サイト

当会の概要や県内JAの取扱商品・サービス等といったJAバンク広島の各種情報が、インターネットでご覧いただけます。また、パソコンやスマートフォンを利用して貯金残高・入出金明細の照会、振込、振替ができる「JAネットバンク」等、各種メニューへのリンクも充実しています。

<https://www.jabankhiroshima.or.jp/>





JA広島信連

広島県信用農業協同組合連合会

広島市中区大手町四丁目6番1号 TEL.082-248-9505

<https://www.jabankhiroshima.or.jp/>